

盧溝橋事件と日中戦争の拡大（2・完）

——全面戦争に至った背景——

左 春 梅

目 次

- 一 はじめに——日中両国における盧溝橋事件の位置づけ
- 二 華北での現地の動向と事態の展開（以上、第68巻1号）
- 三 日中両国の中央政府による認識と対策及びその非対称性
 - 1 日 本 側
 - 1.1 政治レベル
 - 1.2 軍レベル——陸軍省・参謀本部の解決案とその射程
 - 2 南京中央による事件への対応
 - 2.1 蒋介石の対日政策と彼の日本分析
 - 2.2 南京上層部による事件への対応
 - 3 日中中央による相互認識とその非対称性
 - 3.1 現 地 交 渉
 - 3.2 現地協定の内容
 - 3.3 中央軍の北上と廬山談話
- 四 平和的解決のあり方
 - 1 外務省の解決案と軍の意見の統合
 - 2 撤兵と華北問題をめぐる日中間の中央レベルの交渉
 - 3 国際社会の動向
- 五 結び：戦争本格化の端緒としての盧溝橋事件

三 日中両国の中央政府による認識と対策及びその非対称性

1 日 本 側

盧溝橋事件が発生した当時の日本の内閣は、いわゆる第一次近衛文麿⁷²⁾内

72) 近衛文麿に関する評価は、「悲劇の政治家」と「現状打破論者」の大きな二つ面で論じられてきた。前者を代表する先行研究には、細川護真「日本のハムレット」

閣であった。その内閣では、副総理格兼外相に広田弘毅、陸相に杉山元、海相に米内光政、蔵相に賀屋興宣が置かれた。本章では、政治のレベルおよび軍のレベルのそれぞれが持った事件への認識と行った対応を見ながら、その対中政策を明らかにする。

1.1 政治レベル

事件の発生に関する情報が東京に報告された時に、近衛は、「専ら出先の策謀によったもの」という疑いを抱えていた⁷³⁾。しかし、わずか三日しか経たない11日の閣議で、近衛は陸軍の動員案を支持し、政府は、「今次事件ハ全ク支那側ノ計画的武力抗日ナルコト最早疑ノ余地ナシ」として事件の性質を定め、さらに「重大決意ヲ為シ北支出兵ニ関シ政府トシテ執ルヘキ所要ノ措置ヲナス事ニ決セリ」という声明を出した⁷⁴⁾。同じ日に、近衛は、政界と財界を含む各方面の代表を首相官邸に招へいし、政府への協力を要請した。近衛がこうした国民の戦争熱を煽った一連の行動は、内閣書記官長の風見章の助言によると見られてきた⁷⁵⁾。

外務省内では事件の対応及び派兵案について、立場が大きく二つに分かれていた。それは、広田外相の放任の立場と石射猪太郎東亜局長・上村伸一東亜局

↘近衛文麿『芸芸春秋』1955年6月；有馬頼寧『友人近衛』弘文堂、1984年などがある。後者を代表する先行研究は、岡田丈夫『近衛文麿——天皇と軍部と国民』春秋社、1959年；今井清一「近衛文麿」『中央公論』1956年1月；藤原彰「近衛文麿」『二〇世紀を動かした人々 第10巻・近代日本の政治家』などがある。日記、伝記などは、近衛文麿『近衛文麿手記 平和への努力』日本電報通信社、1946年；風見章『近衛内閣』日本出版協同株式会社、1951年；矢部貞治編『近衛文麿（上）（下）』弘文堂、1952年がある。また、近衛文麿の対外認識をめぐる批判的に議論したものには、庄司潤一郎「近衛文麿像の再検討——対外認識を中心に」近代外交史研究会編『変動期の日本外交と軍事——史料と検討』原書房、1987年がある。

73) 矢部、前掲書、396頁。

74) 「今次事件の事態悪化に対して重大決意をなし華北派兵のため所要措置を講ずる旨の日本政府声明」（7月11日）外務省編『日本外交文書 日中戦争』（第一冊）六一書房、11-12頁。

75) 上村進一『破滅への道——私の昭和史』鹿島研究所出版会、1965年、69頁；服部龍二『広田弘毅「悲劇の宰相」の実像』中央公論新社、2008年、159頁。

第一課長の自製の立場であった。

8日に、広田は、堀内謙介外務次官、石射局長、東郷茂徳欧亜局長との協議で、「事件不拡大、局地解決」を決めた⁷⁶⁾。しかし、11日の臨時閣議で、陸軍大臣から出された三個師団動員案に広田は異論なく同意した。既に閣議の前に、石射は陸軍大臣の動員案を陸軍軍務局の連絡員から把握しており、その情報をすぐに広田に伝えたうえで、「動員案を食い止め」るべきであると請願した⁷⁷⁾。さらに、20日に、三個師団の動員を決定すべきとの陸相の要請によって閣議が開かれた。閣議に臨む前に、石射と上村は、「内地師団動員方提議シ趣ノ処此際斯カル措置ニ出ルコトハ前記局地解決事態不拡大ノ主義ニ依ル局地収拾策ニ背馳シ局面ノ和平収拾ヲ愈々困難ナラシムルノミナラス遂ニハ派兵ニ続クニ派兵ヲ以テセサルヘカラサル破目ニ陥リ」という内容を盛り込んだ「嘆願書」を作成した⁷⁸⁾。二人は、軍の出動を自制する立場を堅持し、広田に、「動員ノ措置ニ対シ飽ク迄絶対反対ノ主義ヲ固執方切望」するとの内容を手渡した⁷⁹⁾。それにもかかわらず、広田は、軍の動員案を止めることなく、「大した議論なしに閣議決定」された⁸⁰⁾。

1.2 軍レベル——陸軍省・参謀本部の解決案とその射程

軍中央における事件への対応策では、内部に「拡大派」（楽観派）と「不拡大派」（慎重派）といった意見不一致があったことが指摘されてきた⁸¹⁾。

76) 石射猪太郎『外交官の一生』中公文庫改版、2015年、266頁。

77) 同上、267頁。

78) 「内地三個師団動員の陸軍側請議に対して閣議で反対するよう切望し嘆願書」（7月20日）『日本外交文書日中戦争』（第一冊）、27頁。

79) 同上。

80) 石射、前掲書、270頁。

81) 秦郁彦「日華事変における拡大派と不拡大派——日華事変初頭におけるいわゆる拡大派と不拡大派の対立について」『国際法外交雑誌』、第59巻4号5号、574-617頁；705-28頁；白井勝美「日中戦争と軍部」三宅正樹、秦郁彦、藤村道生、義井博編『大陸侵攻と戦時体制 昭和史の軍部と政治2』第一法規出版株式会社、1983年、57-88頁；江口、前掲書（1992年）、119-21頁など。

「拡大派」は、支那が弱いと考えていたので、それを膺懲すべきという楽観論に基づき、「三箇師団が四箇師団を現地に出して一撃を食はして手を挙げさせる、さうしてぱっと矛を収めて北支を我が意の如くする」及び、「多少長くとしても一部の兵力を北支に留めて置けば大体北支から内蒙は我が思ふやうになり、他へ飛火しないで済む」という主旨であった⁸²⁾。杉山元陸軍大臣、梅津美治郎次官、田中新一軍事課長、参謀本部の武藤章作戰課長（第3課）、永津佐比重支那課長は拡大派であった。「不拡大」を唱えた人物は、参謀本部第一部長石原莞爾、河辺虎四郎作戰指導課（第2課）、陸軍省の柴山兼四郎軍務課長であった。石原の基本的な考えは、当時の作戰課員の今岡豊大尉の記憶によると、「目下は満州建国の完成に専念し、対ソ軍備を完成し、これによって国防の安固を図らねばならぬ時機に、もし支那に手を出してこの計画を支離滅裂にしてはならない」というものであった⁸³⁾。この所謂「不拡大派」の中にも、「やる以上は南京をとる考えでやらなくちゃならぬ」というかなり強硬な意見も存在していた⁸⁴⁾。さらに、その両派の比重については、「極端にいえば石原少将単独の主張」であるという証言もあった⁸⁵⁾。

以上、軍中央における事件への対応姿勢について概観したが、ここで、筆者は、両派のそれぞれに光を当てて、各派が策定した政策を比較しその射程を考察していきたい。

まず第二次上海事変が生じる前に、軍中央が華北の時勢に対してとった政策を、表3の通りまとめてみた。8日の対応を見てみよう。参謀本部は、支那駐屯軍に対して発した命令では、兵力の行使を避けるべきとする一方で、同時に、内部に対しては、派兵するための腹案に着手するように命じた。その腹案は、翌日の朝に、「北支時局処理要領」の形としてまとめられた。その「所要兵力」

82) 「河辺虎四郎少将回想応答録」小林龍夫ほか編『現代史資料（12）日中戦争4』みすず書房、1963年、418頁。

83) 今岡豊「武藤將軍と支那事変」上方快男編『軍務局長 武藤章回想録』芙蓉書房、1981年、106頁。

84) 「河辺虎四郎少将回想応答録」、415頁。

85) 井本熊男「拡大・不拡大論争の実相」上方、前掲書、97頁。

盧溝橋事件と日中戦争の拡大（2・完）

としては、「北支ニ在ル第二十九軍竝ニ中央軍ノ北上スル場合之ニ対応スル兵力トス」と定めていた⁸⁶⁾。そのため、8日に、参謀本部内は「取り敢えず内地三ヶ師団と、飛行十八中隊を骨幹とする兵力派遣すべき」と決め⁸⁷⁾。10日には支那駐屯軍に増派する兵力案が作られ、そこでは、前記の内地二個師団に加え、関東軍の一部と朝鮮軍の一部を派遣することが具体化された⁸⁸⁾。

表3 日本軍参謀本部の処理（7/8-8/12）

日付	①情勢判断・方針②現地への命令	その他
7/8	①夕方に第3課が派兵腹案を起案し、②18:42、重大な事態と判断せず、事件の拡大を防止、兵力の行使を避ける。	
7/9	①第3課が払暁に「北支時局処理要領」を作成し、所要兵力が第29軍並中央軍の北上する場合に対応する；事変を平津に限定し、要求案を立案；②第2課で対支折衝方針 ⁸⁹⁾ を策定し、橋本に通達する。	03:00停戦協定が成立。
7/10	①午前中、第3課と第2部が情勢判断を行い、必要な兵力をまず北支方面に派遣することが必要とする。	
7/11	①軍令部と『北支作戦ニ関スル海陸軍協定』と『北支作戦ニ関スル海陸軍航空協定』を立案した。	夕刻に派兵声明を発表；第二次現地停戦協定が成立。
7/13	①参謀本部と陸軍との首脳会議で「北支事変処理方針」（現地解決方針の堅持、全面戦争に陥る行動の回避、7月11日に調印した現地協定の内容を是認、内地部隊の動員が中国側の対応〔解決条件の無視若くは南京政府中央軍の北上〕を決定した上で現地に下令。	軍中央は「北支事変処理方針」を実行させるため、中島と柴山を天津に派遣。
7/14	①参本第2課で「北支事変指導要綱（案）」を作成する→中国側が停戦条件を実行する場合（満州までに撤兵、進捗する出師準備並びに国内輿論を誘導し、軍需品の満州前送並びに産業五ヶ年計画の発動を促進する）と情勢悪化の場合（不拡大の方針を依然と持続しつつ、兵力に依って北支問題の自主的解決を図る。兵力使用の場合には、長くも	北支問題の一般解決を期する。

86) 陸軍大学校『北支那作戦史要 支那駐屯軍』（第2巻）、3頁。

87) 今岡豊「武藤将軍と支那事変」、107頁。

88) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 支那事変陸軍作戦〈1〉昭和十三年一月まで』朝雲新聞社、1975年、159頁。

89) 折衝方針は、「一、支那軍ノ盧溝橋付近永定河左岸駐屯ノ停止 二、将来ニ関スル所要ノ保障 三、直接責任者ノ処罰 四、謝罪」となっている。『北支那作戦史要一支那駐屯軍』（第2巻）。

	数ヶ月間に終了)と想定。	
7/15	①参本第2部で情勢判断をなす→速やかに所用の兵団を北支に派遣、至短期間に事変の解決を図る。理由：a.支那側は29軍をして応酬する一方で漸次作戦準備を整える。特に中央軍の平漢線方面及南口、門頭溝方面に進出し、戦略展開を完了する態勢。b.帝国が出兵を躊躇する場合に、局面を拡大膠着させる恐れがある。 対策：第20師団を予定の如く速やかに天津に集結し、内地に待機する各師団を直ちに動員を命令し北支に派遣する。	内地待機の各師団を直ちに派遣すると下令。
7/16	①参本第3課で情勢判断をなし、对支作戦の要領を策定した。方針：a.不拡大の方針を依然保持するも冀察及南京政府に対し最終的決意を以て速やかに交渉し、誠意が認められない場合に断乎所用の兵力を行使して支那軍を膺懲し北支那紛糾の根源を芟除する；b.支那側の強硬不信的態度の傾向漸次顕著となる現情勢に即応して新たに処理の方策を立案する。 指導要領：a.支那駐屯軍より冀察政権に対し期限付きで7月11日調印した協定の具体的実行を要求する。b.帝国政府より南京政府に対し期限付きで回答を求める。c.前記二項の回答期限を7月20日とする。d.前記交渉間、支那駐屯軍及臨時航空兵団は既定方針に基づき兵力を配置し、嚴重に要求の実行を監視する。e.支那側が誠意を以て要求を実行する場合には日本軍は自主的に増加兵団を帰還させる。もし誠意の認められない場合には断乎たる決意を以て对支作戦行動を取る。f.作戦の要領は別冊。	情況に依り对支全面的戦争に移行することを予期。青島方面の作戦と上海付近の占領を念頭に。3個師団及其に伴う部隊を北支那に派遣し、別に2個師団を随時動員。
7/19	①参本第2部で「帝国ノ態度決定ニ関スル意見」を作成(情勢判断：a.支那軍が19日夕遂に挑戦行動；b.中央軍の梅津何応欽協定の蹂躪；c.19日附南京政府の回答が何等誠意の無。処置：a.軍中央部の武力行使の決意；b.動員と諸準備実施への着手；c.支那駐屯軍が冀察に対し交渉の即時中止と作戦行動への移行を通知)。	第三次現地停戦協定が成立。
7/20	①盧溝橋付近の支那軍が19日夕支那駐屯軍に対し挑戦的行動を取る；中央軍が梅津何応欽協定を蹂躪し河北省内に進出し戦備を増強する；外交的折衝で解決できず；武力行使を決意する。	閣議で3個師団動員を議定。午後柴山が帰京。
7/26	①13日の北支事変処理方針第二項(断乎たる決意に出る)に依り処理する。	
8/5	①速やかに河北省内の支那軍並びに支那主力空軍に対し打撃を与える；その後北支の用地を占拠し、北支問題の根本解決を期する；併せて日支関係の調整を図る。処置：a.新	

盧溝橋事件と日中戦争の拡大（2・完）

	派遣兵団到着後、速やかに北支会戦を執行し、河北省内の支那軍を石家荘、滄州の線以南に撃し、且つ支那軍主力に徹底的打撃を与える；b.会戦終結以前は一切の対支外交交渉を行わず、又第三国の干渉を排す；c.会戦集結がすれば、北部河北省及察哈爾省の要地を占拠し、機を見て南京政府との交渉に依り事變の解決を期す；d.北支問題の根本解決並びに日支関係の調整に関する要綱は別に研究する。	
8/10	北支事變処理要綱作成。	
8/12	北支政務指導要領作成。	

出典：陸軍大学校『北支那作戦史要一支那駐屯軍』（第2巻）、『大東亞戦争海軍戦史本記』（巻1）、『戦史叢書 支那事變陸軍作戦（1）昭和十三年一月まで』、『日本外交年表並主要文書 1840-1945』（下）の情報に基づき、筆者作成。

次は、14日の第2課の案、16日の第3課の案、15日と19日の第2部による案に注目したい。第2課の案は、14日に高嶋辰彦少佐によって作成されたが、武藤の承認を求めた際に反対された。第3課は16日に自らの「対支作戦の要領」を作成し、第2課との対抗姿勢を示したという経緯がある⁹⁰。

両案の特徴は、現地態勢が良好か否かによって対策を分けており、国民政府の対応も念頭に入れていたことである。さらに、両案を比較してみれば、第2課は、第3課が示した内地動員の必要性や華北における武力行使を否定していないし、冀察と南京国民政府に対する現地協定の実施の促進においても一致していたことがわかる。

特に、兵力の行使について、第2課は、「十分ナル兵力ヲ以テ至短期間ニ戦局ヲ認め」、「長クモ数カ月間ニ之ヲ終了スル如ク初動ヨリ優勢ヲ使用ス」と決めており、第3課が作成した「作戦方針」にも、「成ルヘク北支ニ限定セル作戦ニ依リ支那軍ヲ撃破シ作戦目的ヲ達成ス」とし、「対支全面的戦争ニ移行スルコトアルヲ予期ス此ノ場合ニ於テモ中支及南支那ニ対シ積極的ニ兵力ヲ使用スルコトハ極力之ヲ避ク」と定めていた⁹¹。この点に関しては、両課に差異がないとうかがえる。つまり、華北に武力をかけることは、不可避であるとみな

90) 今岡豊「武藤将軍と支那事變」、109頁。

91) 『北支那作戦史要 支那駐屯軍』（第2巻）、6頁、9頁。

し、中国と戦争になる場合には、速やかに「短期戦」を行い、華北地域に限定するものである。華北問題の処理について、表3で示しているように、第2課が、「一般解決」を主張したことに対して、第3課が、「北支那紛糾ノ根源ヲ芟除」するということでは、両案に差異があると思われる。加えて、第2部の案は、第3課の案に比べると抽象的に見えるが、内地動員の実施、短期戦の主張、中央軍を現地協定から排除という点では、一致していたことがうかがえる。

他方、第3課案では、「指導要領」の欄が現地交渉と中央交渉に分類され、それぞれに方針が策定されていたことに注意しなければならない。それは、支那駐屯軍に対して、「(一) 陳謝ハ第29軍ヲ代表シ宗哲元之ヲ行フコト。(二) 責任者ノ処分ハ第三十七師長ニ迄及フコト。(三) 盧溝橋付近ノ撤兵及共產党排日取締等ハ右ト一併ニ解決ス」という具体的な内容で、冀察政権との交渉に指示を出した⁹²⁾。南京政府に対し、「南京政府ハ本事変ヲ局地的問題ト認メ支那駐屯軍ト冀察政権トノ交渉ニ依リ解決スルコトヲ承認ス」という要求を出すべき、とも定めていた⁹³⁾。支那駐屯軍と冀察政権との現地交渉に南京政府が参加することを明らかに拒否する意図であったとうかがえる。

こうした強硬な作戦案の背後では、武藤と田中らが、8日に「この際徹底的に禍根を芟除するため、梅津・何応欽協定⁹⁴⁾を宗(宋：筆者注)哲元の第29軍に適用するか、または永定河を去る二十支里の地区に支那軍を撤退させるべきである」と考えていた。梅津・何応欽協定によって、1935年6月の時点から、

92) 同上、8頁。

93) 同上、8-9頁。

94) 梅津・何応欽協定は、1935年5月に、「新生」誌不敬記事事件(週刊誌「新生」の天皇に関する不敬記事事件、天皇は事実上真正統治者の傀儡と指摘)、孫匪事件(「匪賊」孫永勤の熱河省侵入事件、関東軍はその討伐のため長城戦以南に出勤、何応欽の匪賊支持を非難)、天津親日新聞社長暗殺事件(天津の親日派新聞「国権報」、「振報」社長の日本租界内暗殺事件)が起こり、反日行為として日本側の反発を受け、そのため、支那駐屯軍は、何応欽(当時は、国民政府軍事委員会北平分会主任)に最後通牒を提出し、事実上日本の要求を全て認めさせた協定が成立した。大畑篤四郎『日本外交史 別巻1』成文堂、1986年、148頁。同協定に関する論説は、江口、前掲書(1992年)、97-98頁；臧、前掲書、162-66頁；内田、前掲書、173-97頁；などがある。

国民政府に直属する政治的・軍事的勢力・機関は河北省から排除されていた⁹⁵⁾。また、11日に、陸軍省は、「梅津・何応欽協定ニ於テ各種反日団体及中央軍ハ河北省ニ存在ヲ許サズ又排日策動ヲ禁絶シアルニ拘ラズ支那側ハ該協定ヲ蹂躪シ」と強調し、それに基づいて、「帝国トシテハ此ノ際彼ノ不法行為ニ対シ之ガ根絶ヲ期シ断乎膺懲ノ師ヲ起スノ要ア」という論理で派兵の正当性を閣議にかけていた⁹⁶⁾。

言い換えれば、参謀本部と陸軍省は、梅津・何応欽協定を法として位置付けており、逆に中央軍の河北省駐屯を同協定違反とみなした。さらに、同協定を冀察政権に適用することは、河北省と察哈爾省から同政権の勢力と諸機関を排除することを意味していた。つまり、日本側にとって、同協定は、国民政府の行動と勢力を制約する上で決定的に重要であり、絶対に守らなければならない存在であったことがうかがえる。

こうした考えの背景には、より重要な目的があった。それは、平津地方、内蒙を「満州国」の緩衝地帯として完成させることで、「後慮の憂いなく対ソ作戦が遂行し得るような態勢を作ることが必要」といった企図である⁹⁷⁾。つまり、平津地方を「満州国」と連帯させるためには、梅津・何応欽協定によって、国民政府の軍政関係を華北地域に封じ込めることが絶対必要な措置であったのである。

こうして、陸軍中央の多くは、冀察政権を交渉の相手とした時に、「今後北支ノ処理ニ関シテハ今次事件ヲ契機トシテ将来此ノ種事件発生ノ絶滅ヲ期シ、之ガ為平津地方ヨリ支那軍隊ヲ撤退セシメ、塘沽停戦、梅津・何応欽、土肥原・秦徳純諸協定ヲ確實ニ履行セシムルコト」という、極めて厳重な条件まで出した⁹⁸⁾。この要求を冀察側と南京中央が受け入れるか否かは別として、要求

95) 江口、前掲書（1992年）、98頁。

96) 『大東亜戦争海軍戦史本記』（巻1）、274頁。

97) 『戦史叢書 支那事变陸軍作戦〈1〉昭和十三年一月まで』、161頁；今岡豊「武藤将軍と支那事变」、107頁。

98) 同上、316頁。土肥原・秦徳純諸協定は、内蒙古方面において、抗日運動が行われた気運に乗じて、1935年6月5日に関東軍特務機関員数名が張家口で逮捕、拘

を行うこと自体から、内地師団の動員を含む武力手段を行使することが真の目的であるとうかがえる。つまり、事件の当初から、陸軍中央の対応策の射程には、国民政府の中央軍を入れており、さらに、1935年に中央軍を河北省内から排除するために用いた梅津・何応欽協定を第29軍に対して活用することによって、あらゆる中国系統の軍隊を華北地域から除去することができる戦略をもっていたことがうかがえる。

また、「不拡大」立場の代表者であった石原が、部長として自ら事件の対応策を起案した文書が入手できないため、彼の回想記に沿って分析したい。石原は不拡大方針を持論とした最も大きな理由を、対「ソ」戦の見通しであったためと自ら説明した⁹⁹⁾。また、「今や支那は昔の支那でなく」と国民政府の統制力のある程度で認め、「国民の国家意識は覚醒している」と中国民衆のナショナリズムの高揚についても認識していた¹⁰⁰⁾。日本にとって、「国防国策の完遂」こそが、必要であると強調した¹⁰¹⁾。そのため、中国に武力をかける場合には、「長期戦争」もしくは「持久戦」となるという主張に至ったのである。

一方、「不拡大方針」と「内地動員」との関係について、石原は、「不拡大方針は政治的希望であります、然も現地に於いては戦闘行為が行はれて居るのですから常に動員の必要の起ることを考慮しておりました」と述べた¹⁰²⁾。こうして、石原は、「動員」と「不拡大方針」の堅持を両立にさせようとも考えていた。言い換えれば、「不拡大方針」は、あくまで政治的な希望として位置づけられており、内地師団の動員と同じ重要性が置かれた。さらに、開戦となった場合には、「速やかに和平成立を希望しましたがそれで作戦を制肘せられた

↘禁される事件が起り、それに対して、奉天特務機関長土肥原賢二少将が察哈爾省長秦徳純に強硬な交渉を行い、27日に協定を成立させた。大畑、前掲書、149頁。

99) 「石原莞爾中将回想応答録」臼井勝美、稲葉正夫編『現代史資料(9) 日中戦争2』みすず書房、1963年、305頁。

100) 井本熊男「拡大・不拡大論争の実相」、97頁。

101) 黒野耐『帝国国防方針の研究：陸海軍国防思想の展開と特徴』総和社、2000年。

102) 「石原莞爾中将回想応答録」、306頁。

等のことは無論ありません」と説明した。これは、和平の成立と作戦の遂行との間は相互に妨害しないことを意味していた。

以上述べてきたように、日本の中央では、事件の解決を巡って、近衛が軍より先に行動を行って、軍の案に賛成した。そのことは、軍を抑制し内閣の基盤を固めるためというより、むしろ固定した対中認識を抱えた近衛が、自ら選択したものと思われる。軍の両派の間には、中国と戦争となった場合に、「短期戦」となるか「持久戦」となるかという判断において差異は明らかにあったものの、対ソ戦の見通し、華北の緩衝地帯の作成、及び華北での国民政府勢力の排除を、より根本的な案件と考えていた点では両者に差異は存在しなかった。その意味で、仮に中国との和平条件をめぐる交渉に移行したとしても、両派とも中国に対して譲歩する余地はなかったということがうかがえる。

2 南京中央による事件への対応

2.1 蔣介石の対日政策と彼の日本分析

盧溝橋事件が発生した後に、蔣介石が取った事件への対応及び対日政策に関する評価は、日本への抗戦か平和かの迷い、対日抗戦の決行、あるいは積極的に戦争の準備を整えるが局地的衝突までで収拾する、という三つの見方に分けることができる¹⁰³⁾。また、蔣介石が盧溝橋事件への対応を「応戦而不求戦」、つまり「戦わざるを得ない」とした理由としては、国際的要因と国内的要因の

103) 抗戦か平和かの迷いに関しては、王建朗「盧溝橋事件後国民政府的戦和抉択」（『近代史研究』1998年第5期、151-70頁）、劉庭華「論“九・一八”是中国抗日战争的起点」（『抗日戦争研究』2006年第1期、192-99頁）、呉景平「蔣介石与抗戦初期国民党的対日和戦態度—以名人日記为中心的比較研究」（『抗日戦争研究』2010年第2期、131-44頁）などがある。対日抗戦は、曾景忠「盧溝橋事变勃発後、蔣介石有未下定抗戦決心」（『民国档案』2008年第1期、82-87頁）、周天度「從七七事变前後蔣介石日記看他的抗日主張」（『抗日戦争研究』2008年第2期、136-50頁）などがある。三つ目の議論については、趙曉紅「盧溝橋事变後蔣介石的戦和抉択与各方因応」（『党史研究与教学』2014年第4期、102-10頁）、蕭、前掲書、421-44頁；などを参照されたい。また、盧溝橋事件前における蔣介石の対日政略については、楊天石の「盧溝橋事变前蔣介石の対日謀略—以蔣氏日記为中心所做的考察」（『近代史研究』2001年第2期、1-27頁）を参照されたい。

二つがあると指摘された¹⁰⁴⁾。他方、蔣介石が、盧溝橋事件に強気の姿勢を示していたという点は、先行研究の中では十分に分析がなされていなかった。ここで、筆者が関心をもつのは三つ目の主張である。この三つ目の主張は、基本的に「蔣介石日記」に依拠しながら、蔣の心理面から見た議論であるが、筆者は、蔣介石に心理的なジレンマがあったことを踏まえ、彼が日本の対中政策をどのように認識していたのかという文脈の中に置いて論じていきたい。

8日朝の7時頃に、宋哲元から届いた電報が、蔣介石の接した盧溝橋事件の第一報である¹⁰⁵⁾。それに対して、蔣介石は、直ちに対応すると指示した。その後、蔣介石は、中央軍系統の豫皖綏靖公署主任劉峙に、「開封以西の部隊の中から一師を黄河以北に移動させ、他の二師の随時出動を準備すべき。龐炳勳部隊は、正太路方面から石家荘に移動し、策応する」ように命じ、また、徐永昌、參謀総長程潜に、軍隊の北上に関して、劉峙と相談するよう打電した¹⁰⁶⁾。こうして、蔣介石は、軍隊の出動のために一連の連絡を取ったが、実際に中央軍に北上するよう命令を下したのは9日のことであった。

この日の日記には、蔣介石は、「倭寇が盧溝橋で挑発している。一、彼は私が準備の未完の時に、私を屈服させるか、二、宋哲元を困らせるか、華北を独立させるか、三、応戦の決意をするのは、今の時期なのか、四、倭寇がこの際、私と開戦するには利がない」といった内容を記していた¹⁰⁷⁾。この時、蔣介石

104) 国際的要因は、① ファシズムがドイツで蹶起していたことで、独ソ関係が急速に悪化になったことによって、蔣介石は、「日ソ開戦」への期待を放棄しなければならない；② コミンテルンが蔣介石に抗日統一戦線の受け止めに圧力をかけたのである。国内的要因は、① 南京中央の勢力が西南地区に進入してきたことによって、長期的な抗戦の根拠地が獲得できた；② 広西・広東という地区を改めて中央の管轄に組み込んだ；③ 西安事変が解決したことによって、国民党の領導地位が中国共産党に尊重され、両党の緊張関係も緩和されたのである。黄自進『蔣介石與日本：一部近代中日関係史的縮影』中央研究院近代史研究所、2012年、256-70頁。

105) 注41参照。

106) 「蔣介石致劉峙」（7月8日）「盧溝橋事変——革命文獻」請求番号：002-020300-00001-008、「蔣介石致徐永昌程潜」（7月8日）「盧溝橋事変——革命文獻」請求番号：002-020300-00001-009。

107) 「蔣介石日記」（7月8日）、336頁。

は、日本が華北で挑発を起こした理由を四つほど挙げたが、何をしようとしているのかは全く分からず、基本的な判断として、あくまでも華北で何等かの利益を狙おうとしていると考えたことがうかがえる。

9日、蔣介石は、第26路軍総指揮孫連仲に、その配下の2個師（第27師と31師）を石家荘もしくは保定に集中し、龐炳勳部（第29師）と高桂滋部（第84師）を石家荘に集中せよと下令し、しかも、この4師の部隊が指定の地点に到達した時点で、全て宋哲元の指揮に従うべしと命令した¹⁰⁸⁾。また、蔣介石は、「倭寇は挑発してきたが、その意図が何であるかはともかく、我が軍は、全部の動員を準備すべき。各地にも戒厳を命じ、宣戦の手続きも準備すべき。移動した部隊以外に、第21師、第25師も動員の序列に入れるべきか」と徐永昌らに意見を求めた¹⁰⁹⁾。また、宣戦の手続きに関しても、「万が一の時が来ていない限り、宣戦すべきでない」と三日後に日記に書いた¹¹⁰⁾。秦徳純、馮治安と張自忠からの支那駐屯軍と交渉中という電報に対して、「まず、決死と決戦の決心をもって、積極的に準備し、それで主権を喪失しない原則で交渉に臨むべき。我が軍は、『応戦而不求戦』の方針で、談判の時に日本側の詐欺に注意しなければならない」という、念を入れた返電を送った¹¹¹⁾。

この日の蔣介石の対応には、二点の特徴がある。一点目は、9日になっても蔣介石が依然として日本側の真の目的を把握できていなかったことである。二つ目は、一点目に基づく対応であるが、相手が何を企んでいたとしても、中国側が時局に対して極めて強硬な姿勢を取ろうとしたことである。また、事件が発生した翌日に、蔣介石は、「応戦而不求戦」（中国は戦争を求めるのではないが、攻められた場合には応じていく）という論理を初めて形にした。

108) 「蔣介石致程潛徐永昌」（7月9日）「盧溝橋事変——革命文獻」請求番号：002-020300-00001-011；「蔣介石致孫連仲」（7月9日）「盧溝橋事変（三）——特交文電」請求番号：002-090105-00003-532。

109) 「蔣介石致徐永昌等」（7月9日）「盧溝橋事変——革命文獻」請求番号：002-020300-00001-015。

110) 「蔣介石日記」（7月12日）、340頁。

111) 「蔣介石致秦徳純馮治安張自忠」（7月9日）「盧溝橋事変——革命文獻」請求番号：002-020300-00001-017。

こうした強硬な姿勢の背景には、蔣介石の、「師の北上を積極的に行うことにし、今日は、その動員を開始する。これで、日本の野心を抑えられれば、明日にも彼らは停戦するかもしれない」、「私が積極的な準備を行い、決心を示さなければ、平和的な解決は不可能だ」という政略があった¹¹²⁾。つまり、蔣介石は、表では日本に非常に強気な姿勢を示す一方で、裏では、日本との対決をなるべく避けたいと考えていたことがうかがえる。言い換えれば、中国側が積極的な姿勢で臨み、犠牲の決心を示せば、日本側は引き下がるだろうという論理である。

蔣介石のこうした論理には、彼の日本分析が強く影響を及ぼしていたのである。蔣介石は、11日に、近衛が関東軍の入関と内地師団の動員を天皇に上奏していた情報に接した後で、「倭国政府も強硬さを表示している」と考えたが、「これは内虚中乾の表明と思う。冀察を威嚇し、中央から離脱させようとしているに過ぎない。傀儡組織を拡張する野心だ。我が中央軍が既に河北に入っているので、彼らの目前の野心を打撃できるし、何梅協定も打破できる」と、ひとまず安心できるような心情であった¹¹³⁾。また、12日、日本政府の派兵声明に接して以降、「倭寇は、冀察当局を屈服し威嚇することを計画している。防共協定を完成させようとしている。しかし、永定河以東の地区を占領し、それを傀儡組織にする以上のことはできない」と観察し、「そうなると、平津の責任は倭寇が負うことになる。しかし、平津は各国の利権が絡む国際的な都市であるため、倭寇が簡単に占領することは決してできない」と予測していた¹¹⁴⁾。

つまり、蔣介石は日本華北派兵声明に直面しても、必ずしも日本が中国との全面戦争に進むと考えておらず、あくまでも華北での利権を拡張しようとするものであると考えていた。既に11日に締結された現地協定と対照するならば、蔣介石の対日観察の前半部分は事態の展開と一致していることがわかる。問題は、後半部分である。永定河以東を傀儡組織にすることしかできないだろうと

112) 「蔣介石日記」(7月10日)、338頁。

113) 「蔣介石日記」『困勉記(下冊)』、560頁。

114) 「蔣介石日記」(7月12日)。

いう認識は、表3に示された日本軍中央が進めようとする政策を過少評価していたことになる。さらに、蔣介石は梅津・何応欽協定に言及したが、蔣介石ら国民政府要人は、そもそも同協定の存立を認めていなかった¹¹⁵⁾。それにもかかわらず、同協定の内容によって、国民党部の統治が停止し、中央軍の撤退が要求されて、華北が事実上滅亡したということを蔣介石は現状として認識していた¹¹⁶⁾。

また、16日に、蔣介石は、「盧案を発動させてから、十日目となる。倭寇は威嚇しつつあるが、正式な開戦は恐れている。これは彼らに激戦を行う意向がないためで、戦わずに屈服させようとしているわけだ。つまり、彼らは外強中乾だ」と認識していた¹¹⁷⁾。蔣介石のいう激戦とは、日本側が短期戦と称しているものである。表3では、参謀本部の第2課と第3課の案が示したように、陸軍中央は事件の解決の手段としては、内地師団の派兵によって、武力で中国を屈服させようとしていた。このことから、蔣介石が日本の対中政策であると見なした展開と、日本が実際に取ろうと計画していたものとの間には、かなり大きなズレが存在していたことがうかがえる。

蔣介石のこうした論理は、16日から21日にかけて、一層顕在化した。16日は、蔣介石が廬山の共同談話会において演説を行う前日であった¹¹⁸⁾。「私の宣言

115) 蔣介石「政府與人民共同救国之要道」（1936年1月15日）秦孝儀編『總統 蔣公 大事長編初稿』卷3、中国国民党党史委員会、1978年、265-74頁。

116) 「蔣介石日記」（1935年6月21日）、『蔣中正先生年譜長編（第5冊）』、639頁。

117) 「蔣介石日記」（7月16日）、343頁。

118) 「廬山談話会」とは、1937年6月に、対日外交問題と国内の政治、経済、教育等の問題について討論するため、蔣介石と国民党中央政治委員会主席汪兆銘が連名で、国内の著名な学者や社会名流や各党派の領袖を招へいし、江西省の牯嶺で国是の意見を聞くための談話会を挙行了したものを指す。談話会は、7月15日から23日までが第一期で、25日から8月2日までが第二期で、4日から12日までが第三期という計画であったが、盧溝橋事件が発生したことを受けて、7月15日から20日までが第一期で、26日から29日までが第二期で、第三期が延期されたままに終わった。蔣介石は、17日に致詞（演説）を行っており、第一期の最終日に南京に戻った。蔣介石は、17日の演説内容を「告全国国民書」の形で発表しようとしたが、日本側を刺激する可能性があるという配慮から、談話式（所謂「廬山談話」）で公表した。劉維開「蔣中正廬山談話会講話發表経過」『晋陽学刊』2014年第3期、46-64頁。

がもし倭王を感動させるなら、危が安に転じるかもしれない」と、蒋介石は翌日の演説の効果に期待を抱いた。17日に、蒋介石は、盧溝橋事件は重大なものであり、日本側は陰謀を企てているが、中国は和平共存を堅持しつつも、最後の関頭に立てば全力で抗戦するしかないという立場、すなわち「応戦而非求戦」という主張を表明した¹¹⁹⁾。

演説において蒋介石は、盧溝橋事件が日本軍の謀略によって発生したという認識を示し、その野心が「北平を第二の瀋陽にし、今日の冀察が昔の東四省のようになる」と説明し、最後に、「弱国最低限の外交」として、事件の解決策を「(一) 如何なる解決であっても中国の主権と領土の保全を侵害しない、(二) 冀察行政組織に如何なる不法な変化をも許さない、(三) 中央政府が派遣した冀察政務委員会委員長宋哲元ら地方官吏の更迭を許さない、(四) 第29軍の現駐屯地区に如何なる拘束も受けない」という4点にまとめて提示した¹²⁰⁾。この強気な演説は、「倭寇に私の最終的な立場を知らせるべきで、それによって彼らの野心を断ち切ることができる」という理由で行われたのである¹²¹⁾。さらに、蒋介石は、「告国民書」を發表した後の影響として、「これで戦争を引き起こしてしまうかもしれない。いや、決してそうはならない」と心理的な揺れを示したものの、自らの対日政策に対しては自信を持っていたように見える¹²²⁾。

119) 「対於盧溝橋事件之嚴正表示」(7月9日)。

120) 17日の演説が若干の修正を経て19日の「廬山談話」として發表されたと劉維開は指摘した。政府が盧溝橋事件を処理する最後の限度について、17日の演説では、「塘沽協定は私たちが戦いに負けて、署名した。国際信義を尊重するため、協定の範囲内の義務を私たちは遵守するが、その以外は、私たちの領土と主権を損失することとなって、絶対承認できない。永定河以東以北以西の地帯にせよ、私たちの軍隊の自由調達は、制限を受け入れない」と具体的に語っていたが、19日の「廬山談話」では、塘沽協定に言及しておらず、第1点と第4点に分けられた。劉維開、前掲論文、49と51頁。これは、1935年の「梅津・何応欽協定」と「土肥原・秦徳純協定」に対して、中国側の取り消しの意向が日本側を刺激しないように、「廬山談話」の中に入れなかったものと思われる。

121) 「蒋介石日記」(7月16日)、『困勉記(下冊)』、562頁。

122) 同上。

「廬山談話」を発表した翌日に、蔣介石は、「私の宣言に対して、直ちに最後通牒を下すのか、更なる脅迫を行うのか、彼らの今明両日の態度を見れば、全て瞭然となる。また、本日、倭が盧溝橋で発砲し侵攻を行ったが、我が方は依然として動いていないので、明日までには無事終息するだろう」と予測し、21日に、「倭寇の虚と実、和戦の真相は、今日の対応でわかる。今日のうちに、最後通牒若しくは強硬な行動が無ければ、我が国の考え方が、8割方勝利したと考えられる」というように、自らの演説に対する日本側の肯定的な反応を大きく期待していた¹²³⁾。

以上のように、郎坊事件と広安門事件が発生する前の蔣介石の論理は、盧溝橋事件への対応において、表では、中央軍を北上させる命令、現地協定への念押し、交渉で受け入れる限度を盛り込んだ「廬山談話」の発表という、極めて強硬な主張の表明であった。しかし裏では、自らの政策が日本側を刺激するかどうかという懸念の一方、宋哲元から11日現地協定に条件付きで同意したという報告があり¹²⁴⁾、「廬山談話」に対して日本側が譲歩を行うことへの期待が大きかったのである。こうした裏での苦慮は、日本との対決がなるべく避けられればよいという期待ともいえる。

総じて、蔣介石の基本的な方針は、決死と決戦の姿勢をもつことが第一で、日本侵略に対抗するために積極的に軍隊の調達を行うことが第二であるが、これらを前提にした上で、平和的解決にむけて中国側にとってより有利な環境を作り上げ得ることが彼の真の目的であったと考えられる。

2.2 南京上層部による事件への対応

事件が発生した時に、蔣介石、汪精衛と王寵惠らは牯嶺に居り、軍政部長の何応欽は川康の軍事を整理するため重慶に居り、徐永昌、程潜らは、南京にて留守を守っていた。何応欽は蔣介石の南京への帰任の要請に応じ、10日に南京に戻った。その翌日から、何応欽は、毎日夜の9時に自らの官邸において、事

123) 「蔣介石日記」(7月20日、21日)、347頁。

124) 「蔣介石日記」(7月24日)、351頁。

件への対応と政府がとるべき政策を討議するため、軍事機関長官を集めて会議を開いた¹²⁵⁾。

この会議録から、事件後に、国民政府内の上層部では、和戦の議論、軍事の配置、抗戦に備えるための糧食、燃料、弾薬などの調達が主要な議題となったことがわかる。以下、第4次会報の「謀略与外交方針」(14日)、第6次会報の「戦争全部化或局部化之意見」(16日)と第7次会報の「対日開戦後の絶交問題とその利害」(17日)、という三回の会議内容を取り上げてみたい。

「謀略与外交方針」には、徐永昌、程潜と唐生智の三人の議論が残されている。徐永昌は、「現在我が方は準備未完で、開戦すれば勝算も低い。この最も苦しい関頭は、耐えるしかない」と主張し、「もし日本側が公言するように不拡大を貫くのであれば、我が方もその意向を掴んで、妥協の意を明示すべき。中央は、宋哲元に交渉する際の妥協点を与えておくべき」と、交渉を実施することに同意していた¹²⁶⁾。同じ日の徐の日記を見れば、「配置は積極的に行うべきであるが、和平も度外視すべきでない。しかも明軒と協調で進行すべき。さもなくば、明軒が単独で行動しかねず大局を前に不利」と記していた¹²⁷⁾。さらに、徐は、「和平が常に上計」であると位置づけていた¹²⁸⁾。こうして、徐永昌の主張は、我慢できる範囲は我慢し、積極的に軍を配置する一方で、平和の希求が一層重要というものであった。唐生智は、「冀察が既に我が方の手を離れた」という大前提で、現地の交渉が「中央の希望内なら追認でもよいが、そ

125) この会報(会議)は、何、徐、程以外に、訓練総監唐生智、軍事参議院長陳調元、軍委会秘書長張群なども出席していた。同会報は、中国第二歴史档案馆「盧溝橋事変後国民政府軍事機関長官会報第一至第十五次會議」、「(同)第十六至卅三次會議記録」(『民国档案』1987年第2、3期)に収録されているが、本稿に利用する同会議録は、筆者の手写しで入手したものである。この会議は実際は36回まで行われたが、最後の2回は内容が薄かったため、収録されなかったものと思われる。また、軍事機関長官会報は、安井、前掲書(1993年)270-80頁において既に利用されている。

126) 「盧溝橋事件第4次会報」(7月14日)、請求番号：787-2430。

127) 「徐永昌日記」(7月14日)、76頁。

128) 同上(7月18日)、79頁。

うでなければ否認すべき」と、現地協定に柔軟性をもつ対応を取っていた¹²⁹⁾。

これらに対して、程潜は、「現在我々は、緩兵（兵の引き延ばし：筆者注）を希望する。それで我が方の準備が完了する。準備完了とは、長江沿岸の設備を完成させることだ。それにより、持久戦でも殲滅戦でも自信がある」と述べた¹³⁰⁾。ここで程は、緩兵を主張するものの、中国側の抗戦の準備不足と、和平解決とを結びつけようとはしていなかった。つまり、日本の派兵を遅らせるための単なる手段として和平交渉を用いようとしていたわけでないことには、注意しなければならない。なぜなら、その日に程は、駐日中国武官章鴻春から「日本が予備兵の調査に既に着手しており、軍隊の配置も集中させている。もし、中国が盧溝橋事件の現地解決を許さないならば、即時に行動を拡大し、第二の傀儡組織を作りかねない」、という報告を受けていた¹³¹⁾。こういう関係で、程の発言は、日本側が内地の軍隊を動かし、事態が拡大に転じる可能性を想定した上で、中国側が如何なる対応をとるべきかを考慮したものであると思われる。また、江西省主席熊式輝は、「まず持久戦と殲滅戦のどちらを取るかを決めなければならない。もし持久戦を取るならば、空軍の全部隊を投入してはならない」との意見を述べ、同時に、「民衆の利用」にも着目していた¹³²⁾。

また、「戦争全部化或局部化之意見」においては、陳調元、程潜、唐生智と何応欽の意見が残されている。陳は、一旦開戦となれば、局地か全面かの区別がないと述べ、程は、中国の国力では、局地戦しかできないと説明し、唐は、全面戦にせよ局地戦にせよ、中国に不利であり、最も憂慮すべきは現地が撤兵した際に中央がどう対応すべきかであると述べた¹³³⁾。何応欽は、局地戦と全面戦のそれぞれを想定し、それらに対する不安要素も分析したが、「現在我が

129) 「盧溝橋事件第4次会報」（7月14日）。

130) 同上。

131) 「程潜致蒋介石」（7月14日）「盧溝禦侮（一）——特交文電」請求番号：002-090105-00001-254。

132) 「盧溝橋事件第14次会報」（7月24日）。

133) 「盧溝橋事件第6次会報」（7月16日）。

方は全般の準備をしなければならない。局地戦と全面戦のどちらが我が方にとって有利か、国際公法上の手続きが如何なるものかも、詳しく研究しなければならない」と強調した¹³⁴⁾。

「戦争全部化或局部化之意見」に続いて行われた討論は、「対日開戦後の絶交問題とその利害」であった。後者では、参謀本部第2庁長の徐祖貽と外交部次長の徐謨の間の議論によって、主に3点の結論がまとまった。

第一は、「正式な衝突が発生した後に、外交部は直ちに正式の宣言を発表し、その中で日本が我が方を圧迫していたので、我が方がやむなく自衛をとった理由を明言する（宣言の草稿は準備中）」というものである¹³⁵⁾。第二は、国交の断絶をめぐり、「現在、日本海軍が絶対の優勢に立っている」ため、「我が国の一切の軍需品は、自給自足に大きな問題を抱えている」、さらに、「国交断絶後に、日本居留民らは英仏等の租界に入ることによって、デマを飛ばし、攪乱、諜報等の工作を依然行い得るのに対して、日本にいる我が国民には「保護がなく、国外追放や逮捕されうる」と情勢を比較した上で、絶交しないという結論に達した¹³⁶⁾。第三は、「断交しない場合は、作戦地を一定の軍事区域に画定し、この区内の日本人居留民及び各国の居留民に撤退を要請」し、且つ「この区域を拡大していくことも構わない」とした¹³⁷⁾。これらは上層部内の討論であるが、蒋介石が政策決定を行う際に「参考」としていた¹³⁸⁾。第一の点に関しては、郎坊事件後に外交部がようやく声明を出したが、第二の点に関しては、結局太平洋戦争勃発までに絶交は行われなかった。第三の点に関しては、国民政府が日本居留民を撤退させる意図は、彼らが行う諜報などの工作に懸念を示していただけでなく、日本軍が居留民保護を口実に内地から大軍を派遣することを念頭に置いていたと思われる。

こうした議論は、軍事的系統で行われていただけではなく、政治や教育の系

134) 同上。

135) 「盧溝橋事件第7次会報」（7月17日）。

136) 同上。

137) 同上。

138) 同上。

統においても同様に検討されていた。日本が5個師団を派遣するという情報が国民政府に届いてから、中央監察委員会秘書長王子壯は、「日本の意は、恫喝で我が国を屈服させ、または宋哲元を軟化させることによって、戦わずに勝利を得る」ことだとし、「華北で戦争が一旦開始すれば、短期では終わらない」と認識していた¹³⁹⁾。教育部長王世傑は、16日の行政院の談話会において、「政府が今後の方針を早く決定すべき」と力説し、「もし日本側が29軍を攻撃し、中央軍が作戦に加わるならば、中央は戦闘を局地の衝突（九一八及一二八の時の如き）と認めるか、または中日が既に普通の戦争状態にあると是認し、国交の断絶を宣告するか」と、政府の決意を促した¹⁴⁰⁾。

また、蔣介石が南京に戻った後に、自らの官邸で談話会を開いた場で、徐永昌は、「日本に対して耐えるならば、耐えるべき」と献言し、なぜなら「大戦が始まると、第三国の参入も考えられ、日中が共倒れしかねない。日本は工業国のため、回復は容易だが、中国はそうではない。そのため、国が分裂し収拾できなくなる危険性もある」と説明し、14日の主張を堅持した¹⁴¹⁾。

以上は、国民政府の上層部で、事件の解決及び対日政策を巡りなされた議論である。上層部内では、「開戦」または「対決」などの意見があまり見なれなかった一方で、中国の抗戦準備¹⁴²⁾が整わず、国力が不足していると認識しており、日本軍の増援にもかなり警戒をしていたことがわかる。そういった認識に基づき、彼らは、抗日戦争が全面戦か局地戦かにより、どのような影響を受けるかを分析した。また、現地交渉への対応では、徐永昌と唐生智の意見が一致し、何応欽は日本の引き延ばし策に注意を払いながらも、現地責任者に和平を放棄しないように示唆した。和平解決は日本軍の増援を引き延ばさせるための手段という意味ではなく、あくまでも自己認識に基づいて、日本との対決を避

139) 「王子壯日記」（7月15日）王子壯『王子壯日記 手稿本』（第四冊：民国二十六—二十七）中央研究院近代史研究所、2001年、196頁。

140) 「王世傑日記」（7月16日）、65頁。

141) 「徐永昌日記」（7月20日）、81-82頁。

142) 軍備がいつ頃できるという問題は、徐永昌が「最低限度でも半年と一年」と予測していた。同上（7月18日）、79頁。

けようとしていたためと思われる。

3 日中中央による相互認識とその非対称性

日本と中国の中央レベルが相互に対して行った判断は、現地交渉及び中央軍の北上と廬山談話で示した内容に基づいて行われたものと思われる。以下、相互の判断の基準について検討してみたい。

3.1 現地交渉

日本側は、盧溝橋事件の処理にあたり、早くも11日の閣議において、軍事的には「不拡大」で、政治的には「現地解決」という、二大方針を決定した¹⁴³⁾。ここでは、「現地解決」をめぐる日中双方の理解の差異を詳細に検討してみたい。

日本の陸軍中央は、11日の閣議決定に基づいて、13日に「北支事変処理方針」(表3)を作成し、「第二十九軍代表ノ提出セシ十一日午後八時調印ノ解決条件ヲ是認シ之カ実行ヲ監視」すると再度強調した¹⁴⁴⁾。また、17日の閣議において、「現地ニ於ケル交渉解決ヲ阻害セサルコト」を正式な申し入れとして、南京中央に提出することを決定した¹⁴⁵⁾。さらに、18日の五相会議において、現地解決をめぐる、海相米内光政と陸相杉山元が、それぞれに提案を出した。

米内は5つの案を提示したが、ここでは、その内現地解決に関わる二点を取り上げる。第一は、「冀察冀東ヲ非戦区域トシ日支両方ノ駐兵問題ヲ考慮スルモ一案ナリ」であり、第二は、「冀東冀察地区ヲ特殊区域トシ南京政府ノ下ニ無理ナラヌ特殊政權ヲ作ルモ一案ナラレ」というものであった¹⁴⁶⁾。つまり、冀察を冀東地域のように非戦地帯とし、その上で、南京政府の管轄下から外れた冀東と連携して傀儡政權を作るという意味である。この二つの案は、最終的

143) 「支那事変機密記録」(7月11日)『支那事変処理 昭和12.7~12.11』防衛省防衛研究所蔵、請求番号：戦史-支那事変-159。

144) 「事変以来中央の処理」『北支那作戦史要——支那駐屯軍』(第2巻)、6頁。

145) 「支那事変機密記録」(7月17日)。

146) 同上。五相会議と言われていたが、首相近衛文麿が病気で欠席した。

には議決されなかったが、日本の中央がどのような意向をもっていたのかを反映している。前述した蔣介石による日本の現地交渉をめぐる分析と比較してみると、この二点がそれとほぼ一致していることがわかる。

また、杉山は、今回の事件を11日に署名した「条件ノ厳密ナル履行ヲ以テ一応ノ解決」と見なすと主張した上で、「事件ノ普遍的根源ヲ芟除スルニ非レズ」と断定した¹⁴⁷⁾。さらに、政府が今後行うべきこととしては、「今次事件ヲ契機トシテ日支関係明朗化ノ基礎的事項ノ確立ニ関シ直チニ南京政府ト交渉ヲ開始スルノ要アリ」と、杉山は唱えた¹⁴⁸⁾。ここで言及された基礎的な事項に関して、杉山は「(一) 平津地方支那側駐兵禁止ノ原則確立、(二) 北支特殊性ノ再確認（梅津何応欽協定・塘沽停戦協定・土肥原秦徳純協定実行其他）、(三) 全支ニ亙ル昭和十年十月四日外陸海三大臣間ニ諒解成立ノ対支政策ニ関スル意見ノ確認並ニ之ニ伴ウ諸懸案ノ解決」という具体的な内容の三原則を提出した¹⁴⁹⁾。これら三原則が、「盧溝橋事件ノ局地的解決ト相併行シ若クハ之カ解決ニ相次テ実行ニ移スヘナモ成ル可支那側ヲ交渉ノ手ヲ伸ヘシムル如ク指導ス」ものであると主張した¹⁵⁰⁾。

ここで、陸軍案と海軍案との両案を比較すれば、陸軍案には、海軍案よりかなり強硬かつ広範な要求が盛り込まれたことがわかる。陸軍案の最低ラインは11日の現地協定の実行であり、今回の事件をもって今後の日中関係の道筋を明朗化することが、真の目標であるといえる。日本にとって最善の目標を達成するために三つの原則が練られたのであり、中国側にはおおよそ受け入れられない要求であった。

一方、南京中央による現地交渉への態度は、蔣介石らが日本に対して抱く強い不信感と結び付けていたといわざるを得ない。

147) 同上（7月18日）。

148) 同上。

149) 同上。「対支政策に関する外・陸・海三相間諒解」案については、外務省編『日本外交年表並主要文書1840-1945』（下巻）原書房、1966年、303-304頁を参照されたい。

150) 「支那事変機密記録」（7月18日）。

蒋介石は、13日に、「我が方が如何なる条件を承認しても、盧案によっては平和的解決を行うことが絶対にできない。日本の目的は、冀察からの兵の撤退にあり、その区内の人事も皆、日本の同意が必須となり、第二の冀東を作ろうとするものだ」と日本側の企図を見抜いた¹⁵¹⁾。またその解決については、「中央との共同一致に掛かっている。和にせよ戦にせよ、単独に行わないこと」と、宋哲元に日本側への警戒を求めた¹⁵²⁾。16日、蒋介石は、現地協定にかかわる噂を耳にし、宋らに「日本が全力で地方を威嚇し、この種の協約に署名をさせることを第一の目的としている」と指摘し、「日本が企図することは決してこれだけでない。そうでなければ、彼らが乾戈を起す意味がない。協定の署名は第一歩で、その真意は大軍が集結した後に政治的な条件を提出することにある」と念を押した¹⁵³⁾。さらに、17日に、蒋介石は、「倭寇は信義を重んじないので、一切の条約は証拠にならない」と明白に指し、「上海“一・二八”の戦いで、開戦前に、和解の条約に署名し、その四条件を承認したが、署名したその日の八時以降に、我が滬軍に攻撃してきた。これは実際に経験したことだ。騙されないように前例としなければ」とのように、宋らに対して日本の詐欺を防ぐように重々注意を喚起した¹⁵⁴⁾。

また、梅津・何応欽協定に関する蒋介石の理解は、20日の日記で日本の弱点を4点挙げて行った分析から読み取れる。それは、「倭寇之弱点 甲、何梅協定を即時に言及しえない。乙、華北という局部を狙って、拡大するのを恐れている。丙、戦事をせいぜい局部に限定する。丁、空軍の正式な使用を恐れている。」といったものである¹⁵⁵⁾。つまり、蒋介石は、日本側が速やかに梅津・何

151) 「蒋介石致宋哲元」(7月13日)「盧溝橋事変——革命文献」請求番号：002-020300-00001-031。

152) 同上。

153) 「蒋介石致宋哲元秦徳純」(7月16日)「盧溝橋事変——革命文献」請求番号：002-020300-00001-039。

154) 「蒋介石致宋哲元秦徳純」(7月17日)、「盧溝橋事変——革命文献」請求番号：002-020300-00001-047。“一・二八”は、1932年の第一次上海事変を指す。

155) 「蒋介石日記」(7月20日)、347頁。原文は、「倭寇之弱点 甲、对何梅協定不敢速提。乙、志在華北局部、而不敢拡大。丙、戦事最多限於局部。丁、空軍尚不敢

応欽協定を実施することはないと判断していた。この点が、日本の陸軍案とは正反対であった。

何応欽は、「日本人は“一・二八”を模倣し、緩兵させることを先行し、援軍が到達した時点で、信義を顧みなく、我が二十九軍を一網打尽にしようとしている」と、宋哲元に警戒を喚起した¹⁵⁶⁾。続く17日に、何は、「領土と主権を喪失しない原則で和平解決をするよう、固く願っている。談判が完了する前に大軍が入関すれば、強力な圧迫を受けながら、和戦ともに絶境に陥ることになり、城下の盟に署名しなければならない恐れがある」と指摘したうえで、「一面に和平を放棄しないと共に、軍事の準備も密に行う」よう指示を出した¹⁵⁷⁾。王子壮は、日本の「所謂最大の主義は、如何なる排日をも根絶し、即ち、(宋哲元らを) 中央政府から脱離させ、華北に独立組織を成立し、日本人の傀儡にすることにある」と認識していた¹⁵⁸⁾。

言い換えれば、南京中央は、日本が本気で現地協定により事件を收拾しようとするなら、関東軍、朝鮮軍と内地師団を平津地方に徐々に送ったりはしないだろうと判断した。加えて、第一次上海事変の前例もあったので、南京中央は、冀察政権と支那駐屯軍との間の現地交渉に一層懸念した。さらに、関東軍と朝鮮軍が関内に到着しつつある情勢は事実で、軍事的圧迫によって、宋哲元らに政治的条件に署名させることで、南京中央から離脱させるという企図を持っているに違いない、と蒋介石らは認識していた。

以上のように、日本の中央が解決案を提示した背景には、現地協定が事態を解決するのみならず、それを通して徹底的に華北の脱中央化を完成させる踏み板として機能させることも意味していたといえる。その意味で、蒋介石ら南京中央が、日本に対して不信感を抱いていたことに無理はない。また、蒋介石らが分析していた日本の企図を日本側の海軍案に照らしてみれば、陸軍案の場合

↘正式使用」となる。

156) 「何応欽致宋哲元等密電」(7月15日)中国第二歴史档案馆「“七・七事変”至平津淪陷蔣何宋等密電選」『歴史檔案』1985年第1期、59頁。

157) 「何応欽致宋哲元等密電」(7月17日)、同上、60頁。

158) 「王子壮日記」(7月12日)、193頁。

とは異なり、南京中央の予測と理解がほぼ正しかったことがわかる。

3.2 現地協定の内容

陸軍案と蒋介石の対日認識との間に距離があったことは、現地協定の内容をめぐる対策においてより明白となる。蒋介石は、23日に、11日に結ばれた協定内容についての報告（第68巻第1号掲載論文の表2参照）を宋哲元から受けた。蒋介石は、「明軒は、11日に倭寇と協商した三点だけを報告した。19日の細目については、固く忌諱している。私は、それを深く追及しないほうがいい。そうすれば、彼が自ら責任を負える」と自分を慰めていた¹⁵⁹⁾。そして、宋への返電で、

中央は今回の事件に最初から共同で責任を負うことを決めていた。戦となれば共に戦い、和となれば共に和平を結ぶ。報告された三点に関して、もし既に署名したのであれば、中央が尚、同意し、兄（宋哲元：筆者注）と共に責任を負う。唯、原文内容は空空たるものである。第二条の不駐兵は、臨時弁法であるのか、または何時までであり兵数の制限はないのかについて言明したほうがよい。第三条における徹底的な抗日団体の取り締まりは、彼方の任意の要求によるのではなく、必ず我が方が自発的に処理するとしなければならない。この点は明確に区別すべき。今回事件の真の結束は、彼方が陽日（7日）後に増派した部隊の撤退が重要な鍵をなすべき。この点は、はっきり聞いてもらわなくてはならない。これら三点は、もし署名していなければ、まだ改正と議論の余地がある。一体、署名してしまったのかどうかという返事を待ち望んでいる¹⁶⁰⁾。

このように蒋介石は、宋に対して細目を深く追及しないと決め、現地協定の3項目までも承認する姿勢を示していた。これは、蒋介石が戦争を回避しよう

159) 「蒋介石日記」（7月23日）、349頁。

160) 「蒋介石致宋哲元」（7月23日）「盧溝橋事変——革命文獻」請求番号：002-020300-00001-059。

とするために示した、かなり大きな譲歩であると思われる。

しかし、上記の海軍案と陸軍案が示したように、第2点について、日本側は、中国側に永久撤兵を要求しようとしていたことがうかがえる。第3点に関して、19日の細目協定となっていたにもかかわらず、より具体的な案は日本側によって作成されていた¹⁶¹⁾。それは、処分の部分と推薦の部分から成り立っており、処分の部に関しては、19日の細目協定の第②項（表2参照）に「秦徳純、雷壽榮」らの名前があり、第③項に、「軍政部長弁公処、中央党部駐平弁事処、軍事委員会弁（駐：筆者訂正）平弁事処、参謀本部駐平弁事処、勵志社駐平弁事処、監察院河北監察使公署」等があり、第⑤項に、「大公報、益世報、世界日報、華北日報」といった新聞及び「馮治安、蔣夢麟、胡適、李石曾」等が指名されていた¹⁶²⁾。また、推薦の部には、「市長 齋燮元と張允榮」が挙げられていた¹⁶³⁾。

こうした内容の中、特に第③項から、国民党と国民政府の各部駐平津弁事処を華北より徹底的に排除する意図であるといえる。また、中国系統の新聞と世論及び、蔣夢麟、胡適、李石曾のような知識人も一斉に駆逐しようとしていた。加えて、日本側が、宋哲元に齋燮元と張允榮という二人を市長の候補として推薦したのは、秦徳純を入れ替えることを意味している。こうした内容は、19日の細目協定には入っていなかったが、事件が鎮静した後に、宋哲元に対して要求しないとは限らないものであった。以上の内容は、細目協定を結んだときには既に形になっており、蔣介石が期待をかけた11日協定への中国側の改正を議論する余地は残っていなかった。

3.3 中央軍の北上と廬山談話

蔣介石は、中央軍を北上させることで日本を抑制しようという政略を持って

161) 「支参二電七四号ニヨル誓約文ノ具体案」、「停戦協定細目私案」『北支事変解決後ノ処置』アジ歴：C11110450600。

162) 同上。

163) 「支参二電七四号ニヨル誓約文ノ具体案」。

いると述べた。それでは、これに対して、日本側はどのように考えていたのか説明する。

まず、13日の「北支事変処理方針」において、参謀本部と陸軍は、中央軍の北上が日本に「攻勢ヲ企図スル」ものとみなしていた¹⁶⁴⁾。また、参謀本部の第2部は、19日に、「帝国ノ態度決定ニ関スル意見」(表3参照)において、中央軍が梅津・何応欽協定を蹂躪しようとしていると判断し、その協定を確保するために、「事変ノ根因ヲ一掃シ北支ノ安定ヲ期スル為武力行使ヲ決意」すべきであると主張していた¹⁶⁵⁾。つまり、日本軍は中央軍の北上を国民政府の対日戦争の決意であり、華北の安定に対する不安定要素であるとして見ていた。

一方閣議では、17日に「中央軍ノ北上ヲ停止スルコト」を国民政府の外交部に要求する事項を決定した¹⁶⁶⁾。また、内地師団の派兵との関連で、「中央軍ハ挑戦的態勢ヲ止メザル限り之ト一戦ヲ交ワル」こともやむを得ないという所見もあった¹⁶⁷⁾。そして、こうした中央軍撤退の要求に対して、もし南京国民政府の回答が「中央軍ノ撤退ヲ明示セザル場合ハ仮令第一次満足サルノモ派兵ノ理由生ズ、但シ南京ノ回答概ネ我要求ニ合セハ派兵中止」すると考えていた¹⁶⁸⁾。20日の閣議で杉山は、「南京政府ノ回答不誠意ナルニ鑑ミ速ニ内地ヨリ三カ師団ヲ出兵」しようとして主張した¹⁶⁹⁾。このように、日本の中央は、南京による中央軍の進退を第一の条件とし、それと日本の内地師団の派兵とを結び付けるような構図になっていたことがわかる。

「廬山談話」に関する日本側の反応は、中央、現地と新聞を含めて、「無視にひとしい扱い」であった、と秦は分析した¹⁷⁰⁾。「廬山談話」の発表から郎坊事件の発生まだが、わずか5日間であったことを考えれば、確かに日本側の反

164) 「事変以来中央の処理」、6頁。

165) 同上、10頁。

166) 「支那事変機密記録」(7月17日)。

167) 同上(7月19日)。

168) 同上。

169) 「支那事変機密記録」(7月20日)。

170) 秦、前掲書(1996年)、343頁。

応は薄かったと思われる。また、20日の日本の閣議（午前中）では、「出兵ノ理由」をめぐる議論に関し、「29軍トノ一般協定セラレ又昨夜ハ其ノ細目協定成立セリト謂ウニ非ズヤ」という質問をされた杉本が、「未ダ不明ナリ」と答えた¹⁷¹⁾。杉山は、たとえ細目の内容を本当に把握できていなかったとしても、その細目自体が成立したことは了解していたと思われる。それにもかかわらず、同日午後の閣議で、杉山は、内地師団の派兵を再度提案し、それが合意された。これは、「廬山談話」が発表された翌日であり、蒋介石の日本中央への期待は、完全に敗れることとなった。

このように、日中の中央の動きを比較すると、双方の政策が極めて非対称であったことがわかる。蒋介石が日本の対中政策の脅威を過少に判断したことは明らかである。そして、蒋介石が中央軍の北上により、日本を抑制することができ、戦争の回避につながるとした政略は、逆効果となった。また、日本側は、「廬山談話」に注目すらしていなかった。そのため、蒋介石が現地協定に対して承認の意を示していたにもかかわらず、日本側は、譲歩する余地がなかったという論理で戦争を拡大していった。これは、「木は止めたいが風が止まない」という中国のことわざで表現できる。この両政府の非対称性は、次章で見る中央レベルの交渉において、さらに包括的に露呈することとなる。

四 平和的解決のあり方

1 外務省の解決案と軍の意見の統合

第三章で、外務省内の意見の分裂について述べたが、以下では、事件の解決を含め、日中間の問題を打開するために外務省が作成していた案を見ることにする。

早くも8日の午前中に、石射のところで、陸軍の後宮淳軍務局長と海軍の豊田副武軍務局長が、三省事務当局会議を開き、事件の不拡大方針に合意していた¹⁷²⁾。外務省内で立案されたのは、17日の「北支事変ニ関スル日支交渉要綱」、

171) 「支那事変機密記録」（7月20日）。

172) 石射、前掲書、266頁。

18日の「日支国交調整試案」と「時局收拾案」であった¹⁷³⁾。三つの案とも東亜局第一課によって作成されたが、その中で、時系列で見れば、石射の意思を反映したのは、18日の試案であると思われる。それは、18日に、風見が電話で石射を首相官邸に招へいし、「日支関係解決案を私見でも好いから話して呉れ」と依頼したことに対し、石射は、後に「書いた物を送って」おり、その中で「是れ以外に打開の道なし」と答えた¹⁷⁴⁾。

「北支事変ニ関スル日支交渉要綱」の中には、排日問題の取り締まり、華北問題（国民政府が華北の特殊性、中央軍の華北五省から撤退の承認、など）、ソ連に対峙するため日本との軍事同盟の締結、および満州国の正式承認といった対中要求があった¹⁷⁵⁾。これに対して、「日支国交調整試案」の方には、より具体的な項目が含まれていた。

「日支国交調整試案」の要綱には、「(1) 満州国の承認若しくは満州問題には触れずとの確約。(2) 日蘇開戦の場合における対日援助若しくは好意的中立」は、中国が承認すべき内容であり、これに対して、「日本側は支那の主権尊重、領土不可侵を確約す」という内容であった¹⁷⁶⁾。その細目には、十カ条を取り上げていたが、その中から、本稿と関係がある五カ条を引用しておこう。

1、排日取締。支那側之を実行す。2、冀東・察北。日本側之を解消し、特別区として冀察に合流せしむ。3、冀察。差当り現状を維持す。(将来支那側の態度を見たる上にて、之を中央化するか若しくは二十九軍を守立つるかを決す) 4、北支に対する陸軍諸協定。差当り現状を維持す。(将来支那側の態度見たる上にて之が放棄を決す) 5、防共軍事協定。要綱

173) 「時局收拾案」を作成した日は不明であるが、「十二、七、十九 五相会議及び閣議に対する大臣の資料として作成せるもの」というタイトルが付記されていたので、作成日は、19日以前であるとわかる。一方、広田は、20日にこの案を閣議に持参したはずだが、提出したかどうかは不明と島田俊彦は説明した。島田俊彦「船津工作」など『国際政治』47号(1972年)、108-10頁。

174) 伊藤隆、劉傑編『石射猪太郎日記』中央公論社、1993年、168頁。

175) 島田、前掲文、107-108頁。

176) 同上、108頁。

（2）に基き、察北、ちゃはる、綏遠、甘肅を結ぶ線に於ける防共軍事協定を締結す。8、密輸取締。日本側は冀東地区に於ける支那側の密輸取締の自由恢復を認む。（冀東の冀察への合流に依り特貿は当然消滅す）

という内容であった¹⁷⁷⁾。17日の案と18日の案を対比してみれば、内容的には、大筋では変化はないものの、18日の案は、柔軟性をもち、特に細目の2、3、4と8が中国側に譲歩する姿勢を示していたといえる。この案が中国側に持たされたなら、双方が交渉する余地はかなりあったと思われる。

また、19日の「時局收拾案」には、第1案と第2案があり、さらに第2案は、甲案と乙案に分かれて成り立っていた¹⁷⁸⁾。

第1案の第1項では、11日の閣議で決定した「北支派兵ニ関スル件」（帝国政府声明を指す）の趣旨が再確認された¹⁷⁹⁾。第2項では、最善の局面收拾案は、対内的に政府内部をまとめ、第1項の方針を貫徹することを主張し、「(一) 七月十一日我軍ト第二十九軍代表トノ間ニ成立セル解決条件ニヨリ速ニ局面ヲ收拾ス」と現地協定の優先が示された¹⁸⁰⁾。そして、「(二) 国民政府ニ対シ軍事行動即時停止方ヲ要求ス（右要求ニ当ツテハ後記（三）ノ趣旨ヲ国民政府ニ説明ス（三）国民政府ニ於テ右（二）ノ要求ヲ受諾スル場合ニ於テハ此上ノ派兵ヲ中止スルト共ニ増派部隊ハ前記（一）ノ条件ノ履行ヲ待チ速ニ帰還セシム）」と定めていた¹⁸¹⁾。

対外的には、日本政府の立場を説明するため、4点の内容を含む声明を行わなければならないとした。第1と第2は、「支那側ノ謝罪」と「今回ノ如キ不法行為」の発生しない「保障」と、11日の現地協定の着実な「実行ヲ嚴重監視督励」という要求であった¹⁸²⁾。第3は、国民政府が「一面事態不拡大ノ希望

177) 同上。

178) 「重要国策関係（支那事変中）/1）」『支那事変関係一件 第四巻』アジ歴：B02030522700。

179) 同上。

180) 同上。

181) 同上。

182) 同上。

ヲ表明シツツモ他面類リニ我方ニ対シ軍事行動」を行う準備していたと指摘し、それに対し「帝国政府ノ甚ク遺憾トスル所ナリ」と宣明すべきであるとした¹⁸³⁾。第4は、事態の解決に当たって、国民政府が軍事行動を即時に停止すれば、日本がさらなる派兵を中止し、共に11日協定の履行を見極めたうえで、増派した部隊を帰還させるという条件であった¹⁸⁴⁾。

第1案の最後に、この案以外の方策は、開戦に導く恐れがあると、この案の有効性を強調した。なぜなら、開戦する場合には、蒋介石に徹底的に打撃を与えない限り、戦争終結の見込みがなく、さらに英米等国際社会からの圧力も加わると予測していた¹⁸⁵⁾。

ここで国民政府の軍事行動とは、中央軍の北上を指していたことが明らかである。そして、第1案は、現地協定への南京中央の承認と中央軍の撤退という2点の内容である。もし国民政府が、中央軍を撤退すれば、日本はさらなる派兵を中止し、また、国民政府が現地協定を承認すれば、日本は、増派した部隊を帰還するという論理であるといえる。

また、第2案は、「現地解決ト共ニ南京政府ヲシテ承認セシムヘキ提案」というタイトルで、南京外交部に平和的解決のため提出すべきものとなっていた。そのうちの甲案は、冒頭で、盧溝橋事件が発生した根源的な原因は、中国各地の排日運動および国民政府が「帝国ト冀察政務委員会トノ提携合作ヲ妨害スルカ如キ言動」にあるとみなし、そのゆえに、「自然北支官民カ国民政府ノ言動ニ影響セラレタルニ端ヲ発スルモノ」と認識していた¹⁸⁶⁾。つまり、外務省の問題認識は、盧溝橋事件の発生において、そのどちらが「発砲」したのかという問題ではなく、根本的には、中国民衆の排日運動と国民政府の排日の言動にあると認識した。

この根本的な要因は中国側にあるという前提に基づいて、日本は、「今次事

183) 同上。

184) 同上。

185) 同上。

186) 同上。

件ニ結束ヲ付ケ（帝国ノ兵力撤収ニ当）及事件解決後ニ於ケル日支関係ヲ明朗ナラシムル見地ヨリ」、国民政府に、「「排日取締」（又ハ邦交敦睦）及北支ニ於ケル日支提携ヲ歓迎スル趣旨ノ声明ヲ出サシムルコト」を要求するという案であった¹⁸⁷⁾。これを基にして、乙案は、その一層具体的な案として作られた。

乙案は、盧溝橋事件が「支那側カ排日ヲ事トシ日支協定ニ対シ何等誠意ヲ示ササリシニ基因スル所最モ大ナリ」という前提に立っていた¹⁸⁸⁾。そのもとに、「(一) 排日取締ノ徹底竝ニ (二) 北支三省ニ対スル特殊施政ノ確認方要求シテ日支関係ヲ明朗ナラシメ」という案があった¹⁸⁹⁾。排日取締の徹底という件は、「党部ノ活動竝ニ国交上有害ナル秘密結社ヲ解散スル外排日教育ノ根絶排日教科書新聞雑誌ノ取締リ邦人旅行ノ自由及ヒ安全保障等ヲ即時実行ニ移スモノトス」と指摘された¹⁹⁰⁾。「北支三省ニ対スル特殊施政」について、「(イ) 国民政府ハ河北、察哈爾及山東ノ三省ノ特殊事態ニ適応スル施政を認ム (ロ) 右特殊施政ハ共産主義ヲ廢除スル為日本ト共同ス」という内容が盛り込まれた¹⁹¹⁾。

ここで甲案と乙案の間に、2点の差異が見られる。つまり、甲案の前提は中国側の排日と国民政府の排日言動となっていたが、乙案は、中国側の排日と国民政府の日中協定への不誠意であると、微妙に異なっていた。日中協定への誠意のなさとは、中央軍が北上することが、梅津・何応欽協定の違反となることを指していたと思われる。国民政府による梅津・何応欽協定の違反を想定したうえで、乙案は、日中関係を明朗化するため、国民政府に河北、察哈爾及び山東という三省において、適正に自治権が与えられるべきとする要求であると理解できる。

第1案は、盧溝橋事件を收拾するための案であり、第2案は、事件の解決に乗じて日中関係を調整するための案であると位置づけられる。内容的には、第1案は、国民政府の現地協定の承認と中央軍の撤退を中心とし、第2案の甲案

187) 同上。

188) 同上。

189) 同上。

190) 同上。

191) 同上。

は、国民政府への排日の取り締まりと華北での提携歓迎の要求が中心である。特に、乙案は、梅津・何応欽協定が河北省の一省のみから国民政府の軍、政、党を一掃しているのに対し、河北省に加え、察哈爾及山東の二省においてもさらに国民政府の勢力を排除し、共同防共を狙っていたといえる。この意味で、「時局收拾案」をめぐり、参謀本部第2課と第3課の案との間には、根本的な差異はないと思われる。

上記の三つの案を比較検討すれば、嚴重さの観点からは、「北支事変ニ関スル日支交渉要綱」、「時局收拾案」と「日支国交調整試案」という順であるといえる。18日の案が譲歩する姿勢を含んでいたため、これを南京外交部に提出し交渉すれば展開があったと思われるが、実際に中国側に提出したのは、「時局收拾案」の第1案であった。

2 撤兵と華北問題をめぐる日中間の中央レベルの交渉

事件に対する日中外交の最初の接触は、8日夕方に、南京外交部の董道寧課長が、日高信六郎参事官を訪問しようとした直前に、大城戸治也が来訪した時に始まる¹⁹²⁾。その後、董は日高に、事件の発生と死傷者数などを明示したうえで、「日本軍ノ自重」と「豊台ニ兵力集中」をしないように口頭抗議を伝達したのである¹⁹³⁾。董の口頭抗議に対して日高は、「日本側ニ於テハ故意ニ事態ヲ悪化拡大スル意響ナク万事ハ支那側ノ出様如何ニ係ルモノナル」と答えた¹⁹⁴⁾。広安門事件までの日中双方の交渉を双方の史料に基づいてまとめたも

192) 「董科長会晤大城戸副武官談話記録」『盧溝橋事変前後の中日外交関係』、219-20頁。

193) 外務省編『外務省執務報告 東亜局』(第三卷 昭和十二年(1))、株式会社クレス出版、1993年、17-18頁。この口頭抗議までの経緯を説明する。8日に外交部長次長陳介は、牯嶺にいる部長王寵恵に、盧溝橋で突発した事件と、冀察政務委員会に真相を調べるといふ返電を出したと報告したうえで、今後がどうすべきかと指示を伺っていた。これに対して、王は、日本大使館に口頭で嚴重抗議及び事態の拡大を防ぐため双方も即時に軍事の行動を停止すると勧告するという指示を出した。『盧溝橋事変前後の中日外交関係』、209頁。

194) 『外務省執務報告 東亜局』(第三卷 昭和十二年(1))、18頁。

盧溝橋事件と日中戦争の拡大（2・完）

のが表4である。

表4 南京での日中交渉

日期	人物	要件
7/8 (18:00)	大城戸→董	中：口頭の抗議
7/8 (夕方)	董→日高	中：口頭の抗議
7/9 (午後)	日高→陳	国交調整問題
7/10(11:00)	日高・王会談	軍事行動の停止問題
7/10(19:00)	南京外交部→日本大使館	中：抗議節略(日本が14日に回答)
7/10(23:30)	董(電話)→日高	中：関東軍の入関への憂慮
7/11	日高→陳	日：重大決意の伝達；中：自衛
7/12(午前中)	日高・大城戸・中原と王の会談	中：事件解決に主張の提言
7/15	南京外交部→日本大使館	中：抗議節略(日本が28日に回答)
7/17	大城戸→軍政部次長曹浩森	日：梅津・何応欽協定の提起
7/17	日高(19日期限付きで覚書の提出)→王	日：覚書の提出(中国が19日に回答)
7/19	董→日高	中：覚書への回答
7/19	喜多誠一→何応欽	現地協定の中央承認問題
7/20(08:02)	日高・王会談	軍隊の撤退問題
7/24	南京外交部→日本大使館	中：抗議節略
7/25	日高と高宗武の会談	高の私案の提示
7/26	日高→王	日：中国側の回答が不誠意

出典：『外務省執務報告 東亜局』（第三巻 昭和十二年（1））、『中日外交史料叢編（四） 盧溝橋事変前後の日中外交関係』、及び中央研究院近代史檔案館蔵『盧溝橋事件——中日会晤記録』（請求番号：11-29-01-15-0002）の情報に基づき、筆者が作成。

表4を、7月8日から11日までの交渉の第1段階、12日から24日までの第2段階、24日以降の第3段階として区分をする。第1段階において、双方は、事件の非、過程と責任を主題として議論した。第2段階においては、日高が外務省からの日本の重大決意という連絡を受けた後で、双方の交渉の内容が変わった。第3段階は、朗坊事件が発生した後の交渉である。本稿では、第2段階を

主として分析してみる。

外交部長王寵惠は、南京に帰任した10日に、他の件で外交部を訪問した日高に対して、「我方は事態を拡大する意がない」と中国の立場を言明し、日本軍の演習を自制することと「即時に一切の軍事行動を停止」するように要請した¹⁹⁵⁾。日高は、「我方が受けた報告と貴方のとかなりズレ」があり、「日本軍が実弾で演習していたことに詳しい情報を得ていないので、明確な回答ができない」と言い、「盧溝橋事件に関して我が政府も拡大したくない」と応酬した¹⁹⁶⁾。

この会見で王は、「日本側には、本部を交渉の相手にせず、現地処理しようという意図がある。これは、地方当局であれば思うように圧迫をかけることができるためである」と印象を持った¹⁹⁷⁾。王は、現地と中央の足並みを揃えるため、専員を華北に派遣すると決め、「華北の日本駐兵の整理、事態の不拡大と平和の方法での解決」を日本政府に要請するよう駐日大使館に打電し、また「川越の南京帰任を求める」とも考えていた¹⁹⁸⁾。しかし、関東軍が着々と関内に集合しているという情報が外交部に入っていたことに鑑み、董は、その日の夜に、中国の憂慮および、「外務省と支那駐屯軍田代司令官に、一切の軍事行動を即時に停止し、事変前の状態に回復する」よう要請するため、日高に電話を入れた¹⁹⁹⁾。

日高は、11日に、広田から「我方ハ固ヨリ進テ事ヲ荒立ツルノ意ナクモ支那側ノ態度如何ニ依リテハ我方トシテモ重大決意ノ已ムナキニ至ルヘキニ付速ニ時局ヲ収拾スル様」という第一次の訓令を受け取った²⁰⁰⁾。この訓令を受けて、日高は、直ちに副部長陳介を訪問し、東京中央の重大決意を伝えたくて、翌

195) 「部長会晤日高参事談話記録」(7月10日)『盧溝橋事件——中日会晤記録』中央研究院近代史檔案館蔵、請求番号:11-29-01-15-0002。

196) 同上。

197) 「外交部王部長電呈蔣院長」(7月11日)『盧溝橋事変前後の中日外交関係』、210頁。

198) 同上。

199) 「董道寧與日高参事在電話中談話記録」(7月10日)『盧溝橋事件——中日会晤記録』。

200) 『外務省執務報告 東亜局』(第三巻 昭和十二年(1))、15-16頁。

日に王との会見を求めた²⁰¹⁾。

12日の会見において、王は、事件の解決にあたって、「(1) 双方ノ軍隊ヲ駐屯地ニ帰還セシムルコト (2) 双方共新ニ部隊ヲ増援セサルコト緊要ナル」と2点の方法を提示した²⁰²⁾。日高は、王の提示した撤兵の方法に意見を述べておらず、同席していた大城戸は、11日に成立した現地協定の成立を通告し、「部長の意を実行すれば、かえって事態を悪化させる可能性」があると王の意見に反駁した²⁰³⁾。王は、その現地協定の内容について問い詰めると、日高と大城戸もわからないと答えた²⁰⁴⁾。続いて、王は、「内容が分からない諒解に、我方は意見の表明ができない」と主張し、双方が同時に部隊の帰還を行うべきとの立場を堅持した²⁰⁵⁾。王は会見の場で現地協定への意見表明を拒絶したが、その後に「既に議定した或いは将来成立する如何なる諒解または協定は、中国中央政府の承認を経て初めて有効となる」という正式な文書を大使館に提出した²⁰⁶⁾。

ここまでの日中交渉は、事件の鎮静を最重要視しており、撤兵問題が中心的な議題となっていた。撤兵に関する中国側の立場は、増援した部隊の帰還と新たな部隊の増援をしないというものであったとうかがえる。

16日から、南京での日中交渉の内容は、南京中央による現地協定の承認という要求にかわっていた。その背景には、参謀本部は、「(イ) 七月十一日ノ現地協定確認方竝ニ (ロ) 南京側ノ軍事行動ノ即時停止方嚴重要求セシムルコト」を「期限ヲ附シテ」、南京に警告を申し入れようと外務省に伝達したという経緯があった²⁰⁷⁾。外務省は、期限付きが「最後通牒ト異ナラス」、中央軍との全

201) 同上、19-20頁。

202) 同上、20頁；「部長会晤日高参事談話記録」（7月12日）『盧溝橋事件——中日会晤記録』。

203) 「部長会晤日高参事談話記録」（7月12日）、同上。

204) 同上。

205) 同上。

206) 「盧溝橋事件の解決交渉は中央政府と行うべきとの中国外交部覚書」（7月12日）『日本外交文書 日中戦争』（第一冊）、17頁。

207) 『外務省執務報告 東亜局』（第三卷 昭和十二年（1））、17頁。

面的衝突となる恐れがあるため、反対したが、軍を説得できなかった²⁰⁸⁾。そして、訓令を受けた日高は、17日に、「時局収拾案」第1案の内容を含めて、「汎有挑戦の言動ノ即時停止竝ニ現地当局ノ解決条件実行ヲ妨害」しないという覚書を19日期限付で手交することとなった²⁰⁹⁾。覚書への中国側の回答は、一貫した政策を堅持しつつ、「地方的性質ヲ有シ現地解決ヲナスヘキモノアラハ是亦中央政府ノ許可ヲ受クヘシ」であった²¹⁰⁾。これは、軍側から見れば、「不誠意」な回答であった²¹¹⁾。

さらに、19日に喜多誠一は、何応欽に、中国軍の北上が梅津・何応欽協定の違反と通告し、「もし中国が日本軍が撤退した後に撤退しようとするれば、事態は必ず悪化する。もし中国空軍が出動すれば、必ず空中戦を引き起こす。事態が収拾できなくなることに十分に注意する」ように、と嚴重な警告をなした²¹²⁾。

20日に、覚書への中国側の回答と外務省案をめぐって、日高と王は会談を行った。撤兵問題、現地解決の承認および梅津・何応欽協定の遵守が、議題となった。

王は、まず、中国が日本に決して挑戦する意はなく、和平で解決することを強く希望していると中国の対策を再度強調した²¹³⁾。「一切の挑戦的な言論と行動を停止すべし」という日高の要求に対して、王は、「軍事行動の停止は、いつでもできる」が、「關鍵は、日本にある」と答えた。撤兵問題に関して、日高は、日本が要求したのは中国の即時停止と無条件の撤退であったのに対し、中国側が条件付きの撤兵という回答をしたことに不満を表明した²¹⁴⁾。事件解

208) 同上。

209) 同上、21-22頁；島田、前掲文、110頁。

210) 同上、22頁。

211) 『大東亜戦争海軍戦史本記』（巻1）、332頁。

212) 「喜多在軍政部談話内容」（7月19日）『盧溝橋事変前後の中日外交関係』、216-19頁。

213) 「部長会晤日高參事談話記録」（7月20日）『盧溝橋事件——中日会晤記録』。

214) 中国側の撤兵の条件とは、日中双方が一定の時期を約束し、その期限内で同時に軍事行動を停止し撤兵するという意見であった。同上。

決の方法について、日高は、中国の回答が「地方協定に反対しないという意味であろうか」と聞き、王は、それに同意を表明したが、「中央政府の許可が要る」という点を追って説明した²¹⁵⁾。これに対して、日高は一定の理解を示したが、「我が方の希望の程度に達していない」と指摘した²¹⁶⁾。さらに、王は、「中央政府には中央政府の立場がある」という苦衷を吐露し、「今回の事件はもともと両国政府間の重要な紛糾で、両国政府で解決するべきだ」から、現地交渉をするなら中央の許可を受けることが究極の譲歩であると中国政府の立場への理解を求めた²¹⁷⁾。この点は、12日の中国の立場より、一定の譲歩を見せたといえる。梅津・何応欽協定の遵守に関して、王は、それが「一種の臨時的性質であるので、その後の我国の軍隊の移動を拘束しえない」と答えた²¹⁸⁾。

こうしたやり取りで、中国側は、現地解決にかなり譲歩する姿勢を見せたが、中央の承認に関しては譲りがたい気持ちも示していた。11日の協定内容すら正式な現地報告を受け取っていなかったため、中央政府がその承認を堅持したのも当然であると考えられる。また、23日に、蔣介石は、宋哲元の報告への返電で、すでに現地協定を承認していた事実もあった。中央軍の撤退問題も南京中央は、交渉の余地を残していた。この意味で、中国側の回答は、外務省の19日の第1案との間に、接点があったといえる。

以上のように、軍の意見である華北での緩衝地帯の形成（第3章第1節を参照）、或いは外務省の意見である河北・察哈爾・山東三省で自治権と共同防共という件を国民政府との交渉で十分に提示されていなかったことがわかる。実は、中国側は、早くも9日に、陳次長より、「今回、盧溝橋事件の発生は、貴国の華北駐屯軍の無理な圧迫に帰する。それ故、華北問題の解決が目の下に最も緊迫し、これこそが根本な問題である。華北問題が解決できれば、中日の間の更なる紛糾を根本的に避けられる」と提起し、日高は、「この際、華北問題

215) 同上。

216) 同上。

217) 同上。

218) 同上。

の討論は、極めて困難である。まず、貴国は華北問題の解決後に、必ず東北四省の問題を引き出す。また、華北の情勢は特別で、他省と同じに対応できない。これら種々の困難があるため、しばらく討論しないほうがよい」と一気に拒絶した²¹⁹⁾。

南京中央は、華北問題を解決する意欲を事件の際に初めて提起したわけではなかった。

中国側が、華北問題の解決を中心的な課題に設定したのは、国民党第5回1中全会の後まで遡ることができる。張群外交部長は、有吉明駐華大使との会見で、「日本が華北で一切の活動を停止しなければ、一切の問題が解決しえない」と初めて表明した²²⁰⁾。しかし、1936年に日本の「二・二六」事件の影響で、中国との交渉も停頓したが、8月と9月の「成都事件」と「北海事件」を契機に、交渉は再度始まろうとしていた²²¹⁾。続く1937年1月27日、広田内閣が崩壊する直前に帰国を転任された雨宮翼武官に、張群は、「華北問題は国交調整の中心問題であり、満州問題を棚上げにしても、華北の現状こそが改善を迫られている。これは、我方の最低限の調整方針である。この点ができた上で他の件の調整が積極的にできる」と再度強調し、また、日本が最も関心をもっていた西安事変後の国民政府の共産党政策についても、「剿共政策は、我国の一貫した方針であるため、西安事件で何等かの変更はないのでご安心ください」と立場を説明した²²²⁾。

さらに、東京において、事件の直前の6月29日に、外務省次長堀内謙介は、国民政府駐日大使代理丁紹伋との会談を要請し、「中国が華北政治問題を先に解決すべきと主張することに対し、日本は同意し難い。まず、他の問題を次々

219) 「陳次長会晤日高参事談話記録」(7月20日)『關於改善中日關係』中央研究院近代史檔案館藏、請求番号：11-01-02-10-01-087。

220) 「張群与有吉大使談話記録」(1935年12月20日)中国第二歴史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編』(第5輯第1編 外交(二))江苏古籍出版社、1994年、883-86頁。

221) 「広田三原則」を含む1935年から1937年にかけて日中の交渉について、臧運祜の「從“広田三原則”到“近衛三原則”——抗戰爆發前後日本對華政策的“表”与“里”」(『中国現代史』2011年12月、113-26頁)を参照されたい。

222) 「部長会晤日本大使館武官雨宮翼談話記録」(1月27日)『關於改善中日關係』。

と解決し、両国の感情を融合したいと希望している」と主張した²²³⁾。これに対して、丁は、以下のように応答していた。

近来、華北の情勢は、中国の主権上は決して許容できない。日本が中国との提携を本気に考えていれば、中国が要求する前に、塘沽協定の撤廃、冀東組織の壊滅、平津駐屯軍の減少、華北の密輸と自由飛行の停止、及び日本人の察北と平津での種々策動の制止を自発的に行うべき。これは中国の主権を尊重する誠意である。これらは、中日親善の根本の前提である。早く実現するのを希望する²²⁴⁾。

丁が提起した上記の内容は、華北問題の内実であるといえる。しかし、堀内は、「中国が専ら理論のみを重んじる。即時に実現するのは難しい」と丁の提言を断った。丁は、米内海相と軍令部の伊藤賢三課長にも働きかけていた。伊藤は、「近来、中国は日本が軟化していると思って、対日態度が徐々に強硬となり、反日感情も深刻になっている」と批判し、「日本は、中国が隴を得て蜀を望むとみなして、対華印象も悪化しており、両国の感情がこうであるため、華北問題は、即時に解決できない。中国政府が先に双方の感情を融合するため何かすると固く望む」と却って丁に要求を突きつけた²²⁵⁾。

国民政府との交渉で華北問題を回避しつつあった理由は、広田の「対支新方策」を見ることでわかる。広田は、30日に、枢密院で、「一面同国トノ間ニ経済的、文化的提携ノ実ヲ挙クルコトニ依リ両国民間ノ感情ノ融和ヲ図ルト共ニ多面比較的容易ナル具体的問題ニ付解決ヲ図リ以テ漸次日支関係ノ全般的調整ニ進ミ行キ度キ」と提唱し、さらにこれが「四月中旬関係各省トモ話合ノ結果今後ノ対支方策ノ綱領ヲ策定シタ次第」と説明した²²⁶⁾。最後に、中国と満州に駐在していた関係の各省の在外官憲に上記の政策を「十分徹底」的に実行す

223) 「東京丁紹級電南京外交部」（6月29日）、同上。

224) 同上。

225) 同上。

226) 「六月三十日枢密院ニ於ケル外務大臣ノ説明資料（対支関係）『帝国ノ対支外交政策関係一件 第七巻』アジ歴：B02030160800。

るよう求めた²²⁷⁾。つまり、近衛内閣のもとでの対中政策は、林内閣で決定されたものを堅持していたといえる。

広田が言及していた「四月中旬関係各省トモ話合ノ結果」は、外務、大蔵、陸軍と海軍大臣の間で決定した「対支実行策」と「北支指導方策」をさしていた。「対支実行策」は、1935年8月5日に決めた「帝国外交方針」の遵守を冒頭に置き、11日に決定した「第二次北支処理要綱」の実績と最近の中国の情勢に応じて、新しい対中政策を策定したのである²²⁸⁾。「対支実行策」は、「南京政権ニ対スル施策」、「対北支施策」、「其ノ他地方政権ニ対スル施策」と「対内蒙施策」という四つの項目から成り立った。

まず、「南京政権ニ対スル施策」は、国民政府が指導していた中国統一運動に「公正ナル態度」で臨むが、特に「北支ニ於テハ自ラ進ムテ日満提携共助ニ関スル諸施設ノ実現ニ協力セシムル様指導スルモノトス」と定めていた²²⁹⁾。つまり、日本が進行していた華北分治工作に、南京国民政府の協力が要求されていたとうかがえる。さらに、「支那民衆ヲ対象トシ如実ニ共存共栄ヲ具現スルカ如キ文化的経済的工作ニカヲ注キ以テ日支両国国交ノ調整ニ資ス」という内容は、今回広田演説でも固守されていた²³⁰⁾。南京政府を相手としたときに、「(一) 排日言動ノ取締 (二) 邦人顧問ノ招聘 (三) 上海福岡航空連絡ノ開始 (四) 関税ノ引下 (五) 不逞鮮人ノ逮捕引渡 (六) 上海其ノ他ニ於ケル不詳事件ノ解決」という六点の項目が取り上げられた²³¹⁾。これらは、いずれも華北とのかかわりがなかったことが明白である。

また、「北支指導方策」は、「防共親日満ノ地帯」の形成、「国防資源ノ獲得並ニ交通施設ノ拡充」、「悪化勢力ノ脅威ニ備へ」ることを主な目的とし、その

227) 同上。

228) 「対支実行策」並「北支指導方策」『日本外交年表並主要文書1840-1945』(下)、360頁。「帝国外交方針」と「第二次北支処理要綱」の内容は、同書の345-48頁にある。

229) 「対支実行策」並「北支指導方策」、360-61頁。

230) 同上。

231) 同上。

遂行に当たって、「北支政権ニ対スル内面指導ノ外南京政権ニ対スル施策ニ依リ同政権ヲシテ実質上北支ノ特殊の地位ヲ確認シ進ムテ日滿提携共助ノ諸施策ニ協力セシムル様指導スルモノトス」と南京政権の役割を再度確認した²³²⁾。言い換えれば、日本は、対中政策を制定したプロセスにおいて、依然として南京の中央政府と華北の地方政府を別個として見ており²³³⁾、こうした見方に基づいて、華北政策を実行する際に、南京政府の発言力を排除しようとしたうえで、同時に、その「協力」と「確認」する作業を要求していたといえる。

そして、話を戻すと、外務省の案、及び中央レベルの交渉の中では、華北問題が日中関係の最も重要な課題であり、双方とも盧溝橋事件に乗じて華北問題を解決する意向が濃厚であったといえる。しかし、実際の交渉において、華北問題をめぐる詳しい交渉を回避していた日本と同問題を交渉にかけようとした中国の間では、うまく進まなかったことも事実である。具体的に、外務省の第1案の全部と第2案の排日運動の取り締まりは、国民政府の協力を求めており、乙案の華北三省の自治権の賦与と共同防共は、国民政府の確認を求めている。つまり、日中交渉の実態は、国民政府による華北問題の解決意欲と、それを拒絶する一方、国民政府が実行すべき案件のみを求めた日本の姿であった。

3 国際社会の動向

南京国民政府は、盧溝橋事件の解決に当たって日本との直接交渉を行う以外に、国際社会の力に対しても同時に働きかけていた。例えば、王寵恵は、7月16日に、ヒューゲッセン駐華英国大使（Hughes Knatchbull-Hugessen）に、中国側が17日をもって軍隊の調達を停止することを準備しており、日本も同じ行動をとるべきだという蔣介石の提議を東京に伝達するよう、英国の斡旋を要請していた²³⁴⁾。また、国民政府は、事件の経過を国際連盟に報告し、国際公

232) 同上、361頁。

233) 日本側から見た中国の分け方については、拙稿、「済南事件と蔣介石・南京国民政府の対日政策の転換（1927-1928）華北問題の起点として」（『関西大学 法学論集』第67巻第4号、2017年11月）の57-64頁を参照されたい。

234) 余偉雄『王寵恵與近代中国』文史哲出版社、1987年、93頁。

法に基づいて紛糾を処理しようとしていた²³⁵⁾。以下では、国際社会がどのように事件を認識し、国際社会内部でどのように事件への対応が取られたのかについて見てみる。

北平に駐在していたアメリカ大使のジョンソン (Nelson T. Johnson) は、事件が日本軍の謀略であるか否かはともかく、日本が軍隊を引き揚げるのが不可能であると共に、今回の事件を口実にして冀察問題を即時に解決しようとしているという報告を、10日に国務省に送った²³⁶⁾。また、駐日米国大使グルー (Joseph Clark Grew) は、事態の解決のために、陸軍省が軍隊の増加を決定したが、事態が悪化しない限りはそれを派遣しないこと、また、日本外務省も締結された現地協定を中国側が尊重することで、第29軍内の抗日感情を除去するといった日本の動向を12日にワシントンに報告した²³⁷⁾。

同じ日に、南京アメリカ領事館のペック総領事 (Willys Peck) は、国民政府が抵抗せずに日本に投降するならば、同政府は極めて危険な立場に陥るという見解を示した²³⁸⁾。それは、第1に、抗日が西安事件における国共両党の妥協条件であり、国民党が日本に抵抗しなければ、共産党の疎遠を招きかねないこと、第2に、西南派の白崇禧と李宗仁は中央政府に完全に服従していないので、政府の抗日を要求し、それを実行しなければ新しい政府に変えると唱えていたこと、第3に、もし日本が河北省と察哈爾省を占領するならば、綏遠省、山西省と山東省も危険に陥るといった理由である²³⁹⁾。

中国と日本から報告を受けた以外にも、ワシントンでは、アメリカ、英国および仏国の三カ国が、現地の情報を共有しながら、事態の対応に向けて会談を

235) 同上、93頁、97頁。

236) The Ambassador in China (Johnson) to the Secretary of State (July 10), *Political Relations and Conflict between Republican China and Imperial Japan, 1930-1939: Records of the U.S. State Department*. U.S. National Archives. Hereafter cited as *PCCJ*.

237) The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State (July 12), *PRCRCIJ*.

238) The Counselor of Embassy in China (Peck) to the Secretary of State (July 12), *PRCRCIJ*.

239) *Ibid.*

重ねていた。

12日に、米国務省のホーンベック極東局長（Stanley K. Hornbeck）は、駐英米国大使および駐米英国大使からの連絡によって、現時点において日本を抑制する一つの手段として、大英帝国は日中が敵対状態にある限り、日本と太平洋の事情に関して再び日英協定をめぐる会談を継続しないであろうと述べた²⁴⁰。フランス外務省は、日本の軍事当局が、黄河までの華北地域を第2の満州国に転じることが明らかであり、欧州が緊張下にあり、ソ連が弱体化しているという機会を狙って、日本の意志を中国に押し付けていると捉えていた²⁴¹。さらに、ワシントン条約の第7条を用いて日本を牽制する議論を行い、そういう議論には米国を入れるべきであるとフランスは考えていた²⁴²。また、英国のイーデン外務大臣（Robert Anthony Eden）は、日中が衝突している事態下で日英会談を行うことは不適切であるという内容を含めた事態処理の概要を米国務省に提示し、米国に足並みを揃えることを求めた²⁴³。

以上のように、盧溝橋事件をめぐる多種多様な情報がアメリカへ報告されており、列国の事件への対応においてもアメリカへの働きかけが中心であったことが明白である。同時に、こうした情報がアメリカの政策制定を混乱させてはいけなくと考えていたホーンベックは、いくつか基本的な事実を以下のように整理していた²⁴⁴。第1に、日中両軍が衝突した場所は、中国の領土にある。第2に、北平は、重要な交通地点である。第3に、1931年以降に、日本が華北において行っていた軍隊の増加、夜間の演習、閲兵の挙行といった行為は、必

240) Memorandum by the Chief of the Division of the Far Eastern Affairs (Hornbeck) (July 12), U.S. State Department, *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1937 Volume III, p. 146. Hereafter cited as *FRUS*.

241) The Ambassador in France (Bullitt) to the Secretary of State (July 13), *FRUS*, pp. 152-53.

242) *Ibid.*

243) The British Embassy to the Department of State (July 13), *FRUS*, pp. 158-59.

244) Memorandum by the Chief of the Division of Far Eastern Affairs (Hornbeck) (July 14), *FRUS*, pp. 167-70.

然的に中国側を刺激したが、後者は軍事的な衝突を回避するため自制を試みていた。第4に、上記の日本の行動が中国の領土内で行われたことは明らかであり、そもそもこうした行動は1901年に締結された北京議定書に反するもので、非合法である。第5に、関東軍と東京の高官の一部は、華北を黄河線に至るまで中国から切り離すことを企んでいたのに対して、中国は、経済の建設、財政の安定、軍隊の統一などを近代国家として進めていた。第6に、外交面において、中国は、防衛する姿勢をとっていたのに対して、日本は攻撃する姿勢をとっていた。

ちなみに、国民政府とソ連との秘密交渉は、8月21日に中ソ不可侵条約の形で締結された。この条約によって、国民政府は、ソ連からの物資面での援助を得ることになった。また、同条約には、秘密裡の口頭声明が含まれていた。それは、「中国と日本との正常な関係が回復するまで、ソ連は、日本と不可侵条約を締結しないこと、中国は第三国と共同防共条約を結ばないことを声明する」であった²⁴⁵⁾。

こうして、蒋介石らは、盧溝橋事件の解決に第3国の関与及び国際条約の規定を借りようとしたが、事態が拡大する前に、列国は具体的な措置を取らなかった。それにもかかわらず、米国が事件に関して上記のような基本認識を持っていたことが、開戦後の対中援助実施へと繋がったのではないかと考えられる。

五 結び：戦争本格化の端緒としての盧溝橋事件

本稿では、盧溝橋事件の発生をめぐり、日本と中国の現地での状況及び中央での政策決定、さらにはそうした政策に基づいて行われた両国中央レベルでの外交交渉を分析してきた。

現地における支那駐屯軍の対応は、事件当初からすでに拡大していく枠組みを作り上げていた。それに、冀察政権は、南京中央に対して情報の共有を積極

245) 「國民政府代表王寵惠與蘇俄代表鮑格莫洛夫簽訂中蘇互不侵犯條約」（8月21日）
「革命文獻——對蘇外交」『蔣中正總統文庫』請求番号：002-020300-00042-002。

的に行っていなかったにもかかわらず、宋哲元は冀察内部の意見の分断を抑えて、現地協定を署名するという形で事件の解決に努力していた。このように、事件発生時の現地情勢は、複雑にアクターとその利害が入り混じっており、対立構造が確立していたわけではなかった。こうした状況で、双方の中央が適切な処理を行う必要性和その重要性は、一層高まっていた。

第3章で見たように、日本の軍中央では、参謀本部の第2課、第3課と第2部が事件処理のための政策形成を担当した。第2部の案は、南京中央や冀察の対応とは関係なく、戦争で事件を解決する方策を堅持していた。第2課の案は前半部分で、冀察及び南京中央が11日の現地協定を実行すれば、日本が満州まで撤兵するとし、第4章で確認した中国側の政策と照らせば、日中双方に平和的解決のかなり大きな可能性があったことがわかる。しかし、第2課案の後半は、中国側の実行がない場合には、華北問題の自主的解決を行うという政策を示していた。つまり、武力で華北を南京中央から離脱させ、日本の占領下に置き、第2の傀儡政権を作るという意味である。これは、蒋介石が「廬山談話」に表明したように南京中央には受け入れられない条件であった。さらに、第3課は、第2課と同様、冀察と南京中央に交渉による解決を求めながらも、南京中央が誠意を示さなければ戦争に訴えるとしていた。ここで誠意とは、中央軍の撤退と現地協定の承認を意味した。

上記の軍中央の案は、外務省が南京中央に提出していた交渉内容と、ほぼ一致していた。つまり、日本の中央には、南京国民政府が中央軍の撤退と現地協定の承認を呑むならば、事件を平和的に解決できるという政策が存在していたといえる。

その現地協定に関しては、蒋介石は、23日に宋哲元からの正式な報告でその内容を初めて正確に把握できた。それへの返電では、蔣は協定内容が中国にとって厳しいものであると指摘しながらも、承認と伝えた。また、対外的には、蒋介石は、24日に、駐華英国大使との会談で、「宋哲元将軍が署名した三つの要求は、中国の最後の譲歩であり、中国のぎりぎりの立場である」と述べた。蔣は大使に対して「廬山談話」で表明した立場に言及しながら、「今回の譲歩

の後に、もし日本が華北もしくは中国の他の領土で再び事変を起こすような場合には、その侵略的な野心と信義の欠落を中国が受け入れられないだけでなく、公正な道理を擁護する如何なる世界の国家もそれを座視することができなくなる」と主張していた²⁴⁶⁾。つまり、蔣介石は、日本と平和的解決を望むために、厳しい内容の現地協定をも受け入れようとしていた。ただし、蔣介石は、中央政府としての立場に配慮し、自らの真意を直接日本に伝達するのではなく、間接的にイギリスを通して日本に伝えようとしたと思われる。しかし、こうした蔣介石の最後の譲歩も、25日の廊坊事件と26日の広安門事件で全て無に帰した。

そして、この事件を契機に全面戦争に至った要因として、筆者は華北問題で双方の間に妥協ができていなかったことを指摘したい。その背景には、具体的に二つの原因があると考えられる。

一つ目の原因は、現地と双方の中央の対応におけるずれである。この点に関しては二つの側面が含まれている。まず、日本側の現地官憲は、事件の真相が明らかになる前に東京中央に対して中国側の非である旨報告したり、現地の情勢を誇張して伝えたり、早々に軍隊の出動と高い戦闘力を持つ軍事設備の調達を行ったりしていた側面がある。こうした措置により、現地の情勢は極めて緊張を高めており、事件が拡大する素地を作り上げていた。もう一つの側面は、中国側の現地政権である冀察側が、国民政府と事件に対して異なる利害判断をしていたため、現地情報の共有と報告を即時に行っていなかったことである。また、南京中央による現地協定の承認では、正式な報告を受ける前に、王が日高に譲歩の意を表明していた。後に蔣介石も承認したものの、南京にとって最大の譲歩が日本側に伝わるか否かのうちに、廊坊事件が生じて、和平交渉の経緯を水に流したのである。

二つ目の原因は、より根底的なもので、華北問題をめぐる日中の中央政府の間のずれである。事件の処理に際して、双方の中央に華北問題を解決する計画があったことは間違いがないが、日本が要求する中央軍の撤退に関して、中国側

246) 秦孝儀編『総統 蔣公大事長編初稿』巻4(上)、中国国民党党史委員会、1978年、87頁。

が譲歩できなかったことが重要である。なぜなら、中央軍の撤退は、単なる軍隊の撤退ではなく、1935年に成立していた梅津・何応欽協定への対応と強く結びついていたからである。南京での和平交渉においても、王と陳は、軍隊の撤退に関しては双方が同時に行うべきであると再三強調していた。言い換えれば、同協定は、中国側が一時的なものと考えていたのに対して、日本側は永続的なものという、かみ合わない認識に絡んでいた。中央軍の河北省への前進は、中国側から見れば、梅津・何応欽協定を打破することであり、国民政府の主権を河北に復元する意味を持った。しかし、現地であれ中央であれ、日本側から見れば、同協定が打破されることは絶対に許されなかった。このずれこそが、華北問題の中心を成していたといえる。

また、中央軍の撤退を拒む中国側の強い主張には、三つの理由が考えられる。第1に、蔣介石と国民政府の上層部は、盧溝橋事件をきっかけに、中央軍を北上させ、梅津・何応欽協定を打破することで、国民政府の権力を河北省において回復しようという目的をもっていった。第2に、蔣介石と国民政府の上層部が、日本軍の意図を分析できていたことである。つまり、日本は華北五省もしくはその中の三省に、自治政権または傀儡政権を作ろうとしていると、蔣介石らは、正確に分析していた。第3に、国民政府は、二カ国ではなく国際社会の力を借りて解決しようとしていた。総じて、中国は、自ら国力が不足しているため、日本との戦争で解決するのではなく、中央軍を河北省に駐屯することで日本軍の動きと策動を監視し、列国の影響力を利用しながら日本の拡大政策を牽制しようとしていた。

こうして、盧溝橋事件は華北問題の解決の可能性を含みながらも、同時にその交渉のあり方を複雑にしていた。結局のところ、それぞれの対応における時間のずれも手伝って、日中戦争は拡大の方向に進むこととなった。